

令和4年山形村議会第3回定例会

議事日程（第2号）

令和4年9月8日（木曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（11名）

1番 小出敏裕君	2番 竹野入恒夫君
3番 百瀬昇一君	5番 小林幸司君
6番 福澤倫治君	7番 春日仁君
8番 大月民夫君	10番 上條倫司君
11番 大池俊子君	12番 新居禎三君
13番 百瀬章君	

欠席議員（1名）

9番 三澤一男君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 本庄利昭君	副村長 赤羽孝之君
教育長 根橋範男君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦君
企画振興 課長 藤沢洋史君	税務課長 箕町通憲君
住民課長 中川俊彦君	保健福祉 課長 古畑佐登志君
子育て 支援課長 堤岳志君	産業振興 課長 村田鋭太君

建設水道課 宮澤寛徳 君

教育次長 小林好子 君

総務課 児玉佳子 君
財政係長

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） おはようございます。三澤議員が欠席であります、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

出席要求者の住吉代表監査委員から欠席届が出ております。また、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程について申し上げます。議案書等の訂正について、村長から申出がありましたので、一般質問がすべて終了した後に本日の議事日程に追加し、日程第3として議題にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番、上條倫司議員、11番、大池俊子議員を指名します。

◎一般質問

○議長（百瀬 章君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序について申し上げます。質問順位3番の三澤一男議員が本日欠席されておりますので、山形村議会会議規則第61条第4項により、質問順位4番以降の順位が1番ずつ繰り上がります。

また、本定例会の一般質問は、1人40分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 小林 幸 司 君

○議長（百瀬 章君） それでは、質問順位1番、小林幸司議員の質問を行います。

小林幸司議員、質問事項1「原材料の高騰により肥料の値段が上昇し負担が増している農家への支援を」について質問してください。

小林幸司議員。

（5番 小林幸司君 登壇）

○5番（小林幸司君） おはようございます。質問順位1番、議席ナンバー5番、小林幸司です。今回は2つのことについて質問をさせていただきます。また、先ほど配りました資料、後ほど訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1として「原材料の高騰により肥料の値段が上昇し負担が増している農家への支援を」ということで、昨今、3月ですが、ロシアがウクライナに侵攻して、現在6か月が過ぎようとしています。いまだに解決の方向が見えません。

そんな中で、今年の3月以降、肥料の原料である窒素・リン酸・カリウムの価格が急騰しております。原因としては、世界の上位生産地であるロシア・ウクライナ・ベラルーシなどからの輸入が激減し、価格の上昇となって農家の負担が増えています。そんな中で、農家は苦勞して生産・出荷をしていますが、このままでは農業ができなくなってしまう。現在はまだ農薬や資材価格の上昇はありませんが、来年の3月には値上げが避けられないようです。ますます危機的な状況になってしまいます。

そこで、以下の質問をいたします。

1として、自然災害などでは農家への支援はありますが、今回のような価格高騰に対して農家への支援はありますか。また、そのようなお考えはありますか。

2として、J Aとしては国への助成や支援の要請をしていく方向だそうですが、村への要請や要望などはありましたか。村単独での支援を検討できませんか。

3としまして、今年3月時点と現在の価格変化を把握していますか。また、調査する予定はありますか。

4として、村の主力産業である農業に対して今後検討していかなくてはいけないことがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小林幸司議員の質問にお答えいたします。「原材料の高騰により肥料の価格が上昇し負担が増している農家への支援を」というご質問でございます。

1番目のご質問の「今回のような価格高騰に対して農家への支援はありますか。また、そのようなお考えはあるか」ということでございますが、肥料の価格上昇への支援については、国の「肥料価格高騰対策事業」の活用ができるため、現在はこちらの事業の積極的な活用をお願いしているところであります。

2番目のご質問の「J Aでは国に対し、助成や支援の要請をしていく方向とのことですが、村への要請や要望などはありましたか。村単独での支援を検討は」ということですが、J Aから村への要望は今のところございません。現在、国の支援事業が活用できますので、村単独での支援は特に考えておりません。今後の物価上昇や県内市町村の動向を見ながら、支援の必要性については判断していきたいと考えております。

3番目のご質問の「今年の3月時点と現在の価格変化を把握していますか。調査する予定はありますか」という件でございますが、価格の変化については農林水産省が発行している農林水産統計の数値により把握ができます。農林水産統計のデータは全国を対象に調査を行っているため、市町村規模での数値は把握できていないのが現状であります。身近な地域ごとの価格については、J Aの販売価格が参考になろうかと考えておりますが、現段階では調査の予定はありません。

関係者からの話によりますと、通常価格の1.2倍から1.6倍に高騰していると

聞いていますし、今の議員さんから示されている価格表も参考にしていきたいと思えます。

4番目のご質問の「村の主力産業である農業に対して今後検討していかなくてはならないことがあれば」というご質問ですが、まず農地の遊休荒廃化が挙げられます。特に田んぼについては山際の不整形な箇所が荒れているのが目立つところであり、使いにくい農地の効率的な利用や遊休荒廃農地の活用方法について、今後も何らかの検討を進めていく必要があると考えています。

また、担い手の育成や経営の継承、農家自身の長年の経験や技術の継承等、ベテラン農家と若手農家の間の橋渡しができるような新しい協力体制づくりも今後の検討課題として取り組んでいかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） ありがとうございます。それでは1番目から、全体に共通しているかもしれませんが、質問させていただきます。

先ほど村長が、自然災害などでの支援はあるということで、また価格高騰に対しては国から助成があるということもお聞きしました。ですが、なかなか農家に対して国の助成がありますよという案内が来ていないという状況なのですが、これはどこから来るのかが分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） お答えいたします。国の肥料価格高騰対策事業についての案内がまだ具体的に農家の皆さんに示されていない状況でして、国で今、検討が進められていて、小分けにいろいろ出てきてはいるのですが、大ざっぱに10月ごろ申請の受付ということで聞いております。

制度の中身ですとかそういったことも、まだ市町村もしっかり把握ができていない状態でありますので、全体像が出てきてから関係者の農家の皆さんにお知らせすることになってくるかと思えます。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。具体的にまだ示されてこないというのは、国でもどうやっていいのか分からない。それどころの問題でなく、違う問題があるという感じは分かります。

ここへ来てまた円安ということで、昨日は144円あたりまで行きました。原油の価

格も高騰して、補助がなくなるという話もニュースでされておりました。こうなると、ますます農家がやりづらいし、やっていけなくなってしまう農家が増えているという現状だと思いますので、ぜひ農家に対して村としても補助をしていただきたいと。その下の項目にもありますが。

この2番目の項目としまして、まだ村への要請はないということですが、先ごろラジオ番組に長野県の中央会の会長が出演されて、一般の食料品に対しては原価価格が上がりればコストということで商品に対して価格転嫁ができるが、農畜産物については「肥料が上がりました」「燃料が上がりました」「レタス1個幾らにしてください」ということができないということなので、これは生産者が大変苦勞しています。お盆過ぎには葉野菜関係、かなり圃場廃棄という状態が続いています。特にレタス、キャベツ、特にキャベツなんか1玉50円でも売れないという状態で、もう出荷しないでくださいという状態が続いているそうです。

そんな中でやはり、村単独でも結構ですので、結構というかぜひやってほしいということをお願いをしたいのですが、国、JA以外での検討する余地というか予算というものをもう一回お聞かせいただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 村単独での支援ということでよろしいかと思いますが、今、肥料の高騰、物価の上昇、円安、あとは戦争の関係で、ということで、いろいろな要素でまだまだ今後ご質問の肥料の価格についてもまだ上がる可能性が出てくるかと思えます。どこを基準にどう捉えるかというところが非常にまだつかみにくい状況ではあります。

そういった中で、国の方も、具体的にこういった方向への支援ということで、何かしら検討しているやにも聞いておりますので、何かそういった方面での国からの別の交付金という形でもし出てくるのであれば、そういったものが財源になって、皆さんをお助けできるような財源として使えるのかなというふうにも考えておりますが、まだそういった具体的な政策については見えてきませんので、今後の状況を注視しながら、何か決まってきたら素早くスピーディに動いて、制度化をして、皆さんにお届けするといったことが必要になってくるかと思えます。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 国、JAの助成を待っているのではなくて、村単独で山形村の農家に対しての支援をしていただきたい。山形村で農業をやっていてよかった、村か

ら助成がありますよ。これだけ補助が出ましたというと山形村で農業をやってみたいという人たちも増えてくるのではないかなと思うので、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

3番目の質問のところで資料を提供いたしました。修正をお願いいたします。元の金額、下から4段目、葉洋菜の元肥のところですが、5俵×10アール当たりの2,970円を905円にさせていただいて、掛ける5の合計が4,525円。その下、50アール当たりのところが掛ける25ですので、2万2,625円、これが葉洋菜です。その下のスイカというところを御覧いただき、元の値段が780円の上昇ということで、掛ける7が5,460円。50アール当たりが掛ける35俵で2万7,300円の上昇というところ。

今の表を見ていただくと分かる通り、上のいろいろな肥料があります。これは今日、テレビに示せばよかったのですが、商品の名前が書いてありますので、なかなかこれを提出することはできませんので、ここにいる皆さんで御覧いただきたいと思っています。

特に、元である尿素の辺りを見ていただくと、2,200円くらいが3,640円ということで、1,430円、上昇率は64%の上昇ということになります。

以下のところを見ていただくと、高騰率のところを見ていただきますと、スイカの特肥は30%くらい。ほかのものは40から60というような値上げをしております。これは1俵の値段ですので、下の目安のところを見ていただくと、長芋に関して1反歩（10アール）、6俵した場合には9,420円の上昇になる。5反歩、これは4万7,100円の上昇になります。5反歩、これは1町歩とか2町歩作ればそれを掛けていただければ分かると思います。

また、モロコシの関係ですが、1反歩当たり6俵というような施肥基準があります。これをやりますと8,100円の上昇。5反歩になりますと40,500円ということ。

後は御覧いただき、特に山形村の地産であります長芋、スイカを見ていただくと、1反歩という面積を作っている方は少ないと思います。平均すると5反歩から1町歩、スイカを作られている方が多い。多い方では2町歩という方もいらっしゃいますが、元肥だけで5反歩作ると2万7,300円の上昇になってしまうというところがあります。これは1町歩も作れば5万円強というような値上げになりますので、この肥料の高騰について村長、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、それぞれの肥料についての高騰の数字を示されましたが、基本的な考え方ですが、農業を支援するという点については、やはり国策としてやっていくのが基本だと思います。山形村が肥料について特別上がっているとかそういうことではありませんので、日本の農業をどうするかということが一番大事になると思います。それと、J Aが松本圏域のJ Aでありますので、そのJ Aとの連携も当然必要になるだろうと思います。

その上で、山形村の村政の進め方の中に、農村地帯、農村立村ということで村政運営をしているわけでありますので、その上で村としてどういった支援をしていくかを考える。それが基本だと思っておりますので、国、県の動向を見ながらということになると思いますので、今後どんな対応をしてくるのかということに注視しながら村のこれからの支援の在り方も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

また、6月の朝日村の議会の一般質問で、私と同じようなことで質問をされて、回答としまして「検討していく」と。「周りの市町村と足並みをそろえるように」というような回答をされておりました。突出して山形だけ補助率がよかったというわけにはいかないと思いますが、ぜひ検討していただきたいと思っております。

一番最後のところでありますが、先ほど村長が言われましたし、私も6月のところで荒廃農地に対して質問させていただきましたが、先ほどその遊休荒廃農地をどうするのかというところをもうちょっと検討していただいて、作れるものを作るのだということ。荒らしたばかりではいけないと。手をつけられるところはつけてもらいたいという指示というか、お願いもしていかなければいけないだろうし、持ち主がもう分からないというような現状も聞いております。ですので、ぜひ村として積極的に山際、荒れている土地に対しての補助、補助があるということをお聞きしましたが、なかなかそれに手を出すことが難しいかもしれませんけれども、これ以上荒らさないというところを検討していただいて、ぜひ、村単独では無理かもしれませんが、肥料価格、来年になれば飼料、資材とか農薬も高騰していきますので、ぜひそこを見据えていただいて、村としても検討していただいて、助成をしていただきたいと思っております。最後は要望ということでお願いして、1個目の質問は終わりとします。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員、第1番の質問は終了でよろしいですか。

○5番（小林幸司君） はい。

○議長（百瀬 章君） 次に、質問事項第2「消防団活動の広報活動について」を質問してください。

小林幸司議員

○5番（小林幸司君） それでは2番目の質問ということで、山形村の消防団活動の広報活動についての質問をさせていただきます。

コロナ禍でなかなか消防団活動も制限されて、村民の皆さんに活動を見てもらえる訓練や行事なども減っています。もっと関心を持ってもらえるように広報活動を考えていただきたいと思い、以下の質問をいたします。

1としまして、現在の消防団員の人数と年齢は10年前と比較してどのようになっていますか。

2としまして、各分団による個性的な活動は行っていますか。

3としまして、各分団の詰所のシャッターなどにイラストや文章を描くなど、村民の皆さんに関心を持ってもらえるような案を検討してもらえませんか、という質問です。

以上です。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「消防団活動の広報活動について」のご質問にお答えをいたします。

最初に「現在の消防団員の人数と年齢は10年前と比較してどうか」ということでありますが、現在、山形村消防団の条例定数については183名となっております。これを踏まえて実団員数を申し上げますと、本年より10年前の平成24年度には団員数が182名、平均年齢が32.2歳でありました。

本年令和4年度につきましては、団員数が165名、平均年齢が32.8歳であります。

2番目のご質問であります「各分団により、個性的な活動は行っていますか」ということでありますが、広報活動という面では各分団とも独自での活動は行っておりません。

3番目の「各分団の詰所のシャッターなどにイラストや文章などを描くなど、村民

の皆さんに関心を持っていただけるような案を検討してもらえませんか」ということ
であります。消防団活動の理解や関心については、地域防災の観点からも重要であ
ることと認識しております。ここ数年のコロナ禍で防災訓練など消防団と村民の皆さ
んが一緒に訓練する貴重な機会も減っている状況であります。通常の活動もままなら
ない厳しい現状が続いております。

昔の消防団のイメージが払拭できないこともあり、消防団員の新規確保にも大変苦
勞しているというのが現状であります。

このような状況ですが、今年の公民館報の6月号で地域のために活動している消防
団の訓練の様子などを取材していただき、消防団活動を少しでも身近に感じてもらえ
るような広報を行っていただきました。

消防団は火災だけでなく、日ごろの防火防犯パトロールから激甚化する自然災害や
地震災害、行方不明者の捜索など、有事の際に村民の助けとなってくれる存在であり
ます。ふだんはなかなか見えにくい消防団の活動ですが、平常時から村民の生活を守
る消防団はなくてはならない存在であることを中心に、今後も積極的に広報をしてま
いりたいと考えております。小林議員のご提案についても分団長会議などの話題にし
たいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） それでは1番目の質問から再質問させていただきます。

今、10年前と比較すると、約15名減ということ。平均年齢に対しては半年、歳
を取ってしまったかなという感じはしますが、自分も分団長や班長をやっていた時代
から見ると、団員の数も減っていますし、分団長、班長の年齢が上がっているのでは
ないかと思います。あと、候補生というか、班長になり得る人数も少ないので、続け
て2期やらなければならない班長の皆さんもいらっしゃると思いますが、そ
んな現状なのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 今現在、議員が言われたような状況かと思うのです。自分
が分団に属していたときも一遍団員をやめて、4年ぐらい間があって班長にというこ
とができたのですが、今は団員からそのまま班長を直接ということで、今もお話があ
りましたけれども、1期で終えることができなくて2期4年と連続してしまうという
ことが各分団で起こっていると思います。

団員の確保というところに非常に苦心しているという状況がますます加速している状況なものですから、そういった部分でも各分団におかれては非常に大変な思いをされている現状だと思います。

ただ、消防団については、定数の関係もありますが、なかなか簡単に削減というわけにはいかないところもあります。人探し等になると、本当にたくさんの人が必要ということもありますので、これから災害も非常に全国各地で頻発していることもありますので、消防団の重要性はますます高まっていくのかなというところではあります。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 今、課長が言われたとおりだと思います。村長も先ほどの答弁の中で、以前からのあまりよくない習慣が消防団の中にあると。自分も消防団をやっていたころは、今で言うパワハラではないですが、アルコールの強要だの。これは好きで飲んでた人たちにはいいのですが、飲めない人にまで飲ませてしまったというような、強要していたのではないかという場面も見ておりますし、自分でもやってしまったかもしれません。

それがまだ伝統として残っているのではないかというお考えですが、昨今のマスクミ等のいじめ、パワハラ問題ありますが、今、そういうところ、飲まない人には強要はしないという流れになっていきますし、夜警といえは朝までやるのが当然でしたが、今は夜中の12時、遅くても2時ごろまでということをやっていると思いますが、今の消防団員の置かれている現状についてはどのように感じていますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 消防団は戦後間もないころは130万人いたと言われているようではありますが、今は80万人前後になっている。日本特有の消防団という組織のようではありますが、ボランティア自治で、自分たちの力で地域を守るといった、自治力というのですかね、地域の力が大変地域の活性化にもなったり、地域のまとまりのものになっていたのがこの消防団の活動だったと思います。

今、議員さんのご意見にもございましたが、そういった上下の関係で、上意下達で、ある面、軍隊的というのですか、そういったシステムというか組織でありますので、なかなか今の若い人たちにはなじめない人たちも増えてきている。一番最近の例ですと、消防団が最も力を入れていた操法の大会もやる必要がないのではないかと考える団員というか、消防団の中でもそういった考えの方も出てきている。

まさしく価値観が多様化している時代でありますので、消防団というのをこれから

こういった運営の仕方でも維持していくかというのは大変重要な問題になりますし、地域の皆さんにも十分理解をしていただいて、消防団に入ることが地域のコミュニティの、大変自分のためにもなるという、そんなこともPRしていかなければいけない時代になっていると感じております。

答えになったかどうかあれですが、消防団は村の治安を守る基本になっている部分でありますので、これからも消防団の力は必要になってくると考えております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 確かに今、村長がおっしゃったとおり、昔、青年団があったり婦人会があったり、消防団には必ず入らなければならないという流れでしたが、今は仕事の多様化もありますし、消防団活動になかなか参加できない。したくてもできないというのがありますし、やりたくないという流れもあると思います。ぜひ、村を守るのだという、ある種ボランティアなのですが、人助けというところを考えていただいて、今後の広報活動に努めていただきたいと思います。

2番目の質問ですが、各分団での個性的な活動はなかなか難しいと思います。先ごろ行われました地震総合防災訓練でも、消防団が中心となって行っておりませんが、参加もしてもらえなかったというところもありますし、活動をして放水訓練もしたところもあるとお聞きしました。なかなかこのコロナ禍で、団員を集めてということは難しくなっておりますが、俗に言う昔の赤い法被を見られなかったというのも寂しい気持ちでおります。

2番目の質問は以上にしますが、最後、私にとっては重要というか一番の考えであります。各分団の詰所のシャッターが閉めたり開けたりしますが、山形村にはイラスト等を描いているところはありませんし、広域の山形消防署では、現在ではありませんけれども、以前、イラストが描かれて玄関先に飾ってありましたし、ほかの地域の分団、消防署を見ても、私の見たところでは昔のまといの絵が描いてあったり、消防の形の絵が描いてある。後はイラスト等が描かれているところもあります。面白い試みだなと思って見て、今回提案をさせていただいております。

先月、8月25日の市民タイムスに、たまたま山形村の学生の方ですが、自宅のシャッターにイラストを描いている。何枚か描きましたということが載っておりましたので、ぜひこういう人もいるのだし、松本には蟻ヶ崎高校という書道の名門校があります。書道パフォーマンスなど、かなり頑張っておられるし、清水高原にもイラストを描かれている方がいらっしゃいますし、保育園の子どもたちにも絵を描いていただ

いて、「消防ってこんな感じだよ」というところを見たり、そこへ行って、「消防署の詰所って面白いね」ということも感じてほしいと思って、今回の提案をさせていたしましたが、絵を描かれたシャッターは、村長は御覧になったことはありますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 消防の関係では見たことはございません。今のシャッターに限らず、消防団の活動をどうPRしていくかというのは大変重要な問題であります。隣の朝日村は4、5年前に、消防団に入りませんかというポスターを消防隊員の方自らが企画して、モデルになってポスターを作ったという話も伺っております。

そういった、日ごろから自分たちの活動を村民の皆さんに分かっていただくことも消防団の活動の一環であります。しかし、そうはいつでも行政の方でそれをやってくださいというのもちよっと違うかなという気がします。やはり自治的なものが消防団のまとまりでありますので、それぞれの分団でいろいろ工夫していただく。今のシャッターの話も、こういったこともどうでしょうかという話題を提供するような形で、消防の幹部の皆さんには話していきたい、情報を提供していきたいと思います。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） あと5分となりましたので、締めをさせていただきます。

よくテレビではタレントが、シャッター街になってしまったところに絵を描いて、そこにまた人を呼ぶのだという企画をされておりますし、ぜひそのようなことで、村として描きませんかということは無理かもしれませんが、描く場所を与える、提供する。自由に描いてくださいと。あまり消防にふさわしくないものに関しては無理かもしれませんが、空いているシャッターがありますので、こんなところで消防をPRしてみませんかという呼びかけをぜひしていただきたい。幼稚園の小さい子どもから、小中学校、高校、「いずれこの消防に入りたいんだ」まで行けば本当はいいのですが、こういうイラストを描いたら面白いね、楽しいねというところを見せる場を作っていただきたいと思いますので、ぜひ検討していただきますようによろしく願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 一番最後の質問に答弁は必要ですか。

○5番（小林幸司君） 結構です。

○議長（百瀬 章君） 以上で小林幸司議員の質問は終了しました。ここで暫時、休憩いたします。この時計で45分まで休憩。

(午前 9時39分)

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時45分)

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位2番、小出敏裕議員の質問を行います。小出敏裕議員、質問事項1「交通弱者への取組みは」について質問してください。

小出敏裕議員。

(1番 小出敏裕君 登壇)

○1番（小出敏裕君） 議席番号1番、小出敏裕でございます。本日は「交通弱者への取組み」について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

国は交通弱者を、①移動困難、移動に不便を感じている人、②交通事故に遭うリスクが高い人と対象を定めております。①については、公共交通機関が使えないか使いにくさを感じている、あるいは移動するのに困難や不便を感じている人、自家用車を運転できない人、②として子どもや高齢者、障がい者などがその対象となります。

長野県人口移動調査によりますと、本村の高齢化率は令和4年4月時点ですが29.8%、後期高齢者率14.6%であります。高齢者単独世帯や老々世帯の増加による交通弱者は今後も増え続けるものと考えられます。また、自動車社会の進展に道路事情が追いついていない現状も交通弱者を増加させている要因と考えられます。

村では、交通弱者に対して村民バスの運行、コミュニティバス運行費用の一部負担などを行っております。今回は移動手段の確保及び車椅子利用者、生徒・児童を含めた歩行者の安全対策について質問いたします。

1番として、福祉バスの利用状況を伺います。

2番として、山際に住んでいる人から、福祉バスは便利だが停留所までの移動が大変との声を聞きます。対応策を考えているのか伺います。

3番として、令和元年第2回定例会で「高齢ドライバー運転免許自主返納者への対応」を質問した際、「対応を検討する」と答弁をいただきました。その後研究されたのか安全ブレーキ装置取り付け助成を含めて伺います。

4番目として、児童・生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検を実施していますが、危険箇所とその対策を伺います。

5番目として、村内には歩行者、特に障がい者が不便や危険を感じる箇所があります。それらの調査を行っているか伺います。

以上、通告に基づき質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員の質問にお答えいたします。「交通弱者への取り組みは」についてのご質問であります。1番目の質問であります「福祉バスの利用状況を伺います」ということであります。

平成29年10月に福祉バスを2台体制にするなどの見直しを行っております。平成30年度の年間乗車人数は9,897名でありました。令和元年度は1万336名、令和2年度は1万1,192名、令和3年度は1万1,590名と利用者が増加しております。4年前と比較しまして1,693名の増となっております。

折からのコロナ禍でありますので、公共施設の休館など社会活動が停滞する中での利用者の増であり、福祉バスが高齢者の足として定着しているものと感じております。

2番目のご質問の「山際に住んでいる方から、福祉バスは便利だが停留所までの移動が大変との声を聞くが、対応策はどうか」ということであります。

停留所については、一部の例外を除いて住宅から半径200メートル以内に停留所があるように設定をしております。また、乗車については停留所に限りませんが、降りるときはルート上の安全な場所であれば、停留所でなくても降りることができ、なるべく歩く距離が短くなるよう対応しております。

幅員が狭い道路はマイクロバスの通行が難しく、車両を小型にすることも検討していますが、乗車定員を超えてしまい乗車できない場合にはどうするか、また運行距離を長くすれば目的地への到着時間が長くなるといった課題についても検討を進めております。

3番目のご質問の「令和元年第2回定例会で『高齢ドライバー運転免許自主返納者への対応』を質問し『対応を検討する』という答弁があったと。その後、研究をされているか、また安全ブレーキ装置取り付け助成を含めて伺います」ということであります。

令和元年にいただいたご質問の、運転免許証を自主返納した高齢者の移手段として福祉バスやコミュニティバス以外で構築する考えはあるかということですが、現在、山形村公共交通活性化委員会の中で住民の皆さんから、高齢者の移手段についても様々なご意見をいただいております。研究を進めているところでございます。

移手段の選択肢を増やすという意味では、地域で支え合うコミュニティが育まれるような地域づくりも必要であるという認識であります。

安全ブレーキ装置取り付け助成につきましては、国の「サポカー補助金」が終了し、今年5月からは「サポカー限定免許」が導入されており、引き続き、今後の国の動向を注視しながら検討してまいりたいと思います。

4番目のご質問については、この後、教育長から答弁をいたします。

5番目の質問であります、「村内には歩行者、特に障がい者が不便や危険を感じる箇所があります。それらの調査を行っているか」ということですが、村が管理する道路につきましては、日常的な点検・調査は特に行っておりませんが、職員が現場に出る機会や村民の皆様からの情報提供などにより、危険箇所などの確認をしております。また、その都度必要な対応を取っております。ご質問の「歩行者、特に障がい者が不便や危険を感じる箇所」についての調査は特に行っていないのが現状であります。以上であります。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 小出議員、4番目のご質問の「児童・生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検を実施していますが、危険箇所とその対策を伺います」についてお答えいたします。質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からご答弁申し上げます。

通学路の安全点検による危険箇所とその対策につきましては、令和3年度の実施状況でお答えをさせていただきます。令和3年度に山形村通学路安全推進会議で点検を行った危険箇所は8か所で、うち7か所はハード整備が必要な箇所でありました。現状を確認し、可能な対策について関係者で検討した結果、ハード整備が必要な7か所のうち4か所については、令和4年度中に対策が取られる予定になっております。

なお、4か所の対策の主な内容としましては、路面表示や標識の設置、信号機のLED化等が予定をされております。また、残りの3か所の対策につきましては、歩道の新設や拡幅であり、用地買収等も必要になることから計画的に進めていく予定にな

っております。

以上であります。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ご答弁いただいて、ありがとうございます。それでは質問の1番から再質問等含めて伺いたいと思います。

先ほど実績を示していただきまして、平成30年から令和3年まで、逆に上がっていると。逆にというのは、私がデータを見た限りですと、始まったときの平成15年に約1万2,500人、平成18年に1万4,000人。これがピークでありまして、そこから随時減っているという印象があったものですので、この質問をさせていただきました。

ここ数年、大体1万人ぐらいで推移しているということなのですが、ピーク時から現在の値、約4,000人減った、そこら辺の理由等がお分かりならば教えていただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 私どもで明確な理由についてはまだ検討しておりませんが、その間に、福祉センターいちいの里が向こう側にできたということですか、いろいろな地理的な状況も変わってはきていますけれども、明確な理由については今のところ把握しておりません。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） やはり古い時代で、ちょうどその間ですかね、コミュニティバスという非常に利便性のいいものが導入された。そういうものが原因しているのではないかなと私なりに思うわけです。

村民の移動手段としての福祉バスの役目というのは非常に大きなものがございます。運営を始めてから結構時間が経過しておりますので、先ほどの村長の答弁の中にもありましたが、今の福祉バスの大きさがいいのか、もう少し利便性を持ったものにするほうがいいのか、これから検討していただくというお話でしたので、もう一度そこら辺を検討いただいて、よりよいものを構築していただきたいと思う次第でございます。

2番目の質問の再質問に移らせていただきます。国土交通省が平成26年、医療福祉のまちづくり推進ガイドラインですか、それからハンドブックをつくったのですが、その中に高齢者が休まなくて移動できる距離が半径500メートルから700メートル。一般的にいろいろな文献を見ますと、大体半径500メートルかなと、そのよう

に書かれております。先ほどの中でも、停留所が半径200メートルと。そうしますと、非常にいい状態で福祉バスは運営されていると思います。

以前、ワンボックスの車両で福祉バスの代行をしていたように記憶があるのですが、そのときの利用されている型、大型のものとワンボックスの小さいので乗車の方、数値は結構ですので、感覚としてどのような感じだったのか。大きいバスよりもやはり乗り残しがあったとか、そういうことが分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 特にそのときに、乗り残しというのですか、乗れなかったというお話は聞いておりません。それから、その利便性が大きい・小さいでどうだったかというところにつきまして、特に停留所に関して、そこも変更したわけではないかと思いますが、乗り降りについて、やはり小型にしたほうが楽にはなるかと思いますが、今回、平成29年10月ですか、そのときにバス2台体制にしたということで、その段階で小型化にして対応したらどうかということもその時点で検討されたようなのですが、結局は予算的な問題ですとか、いろいろなことがあって今のマイクロバスになったようです。

今の利用状況を見てみますと、1か月にほんの数回なのですが、12名とか16名とかいう人数になるときがあるものですから、マイクロバスであれば十分乗れる人数ではあるのですが、例えば10人乗り程度にした場合に溢れてしまう方が出ることが月に数回可能性としてあるものですから、小型化についてはなかなか慎重に考えていかなければならないのかなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） すみません。今、課長が言われていたのは、月に数回、結構大人数の方たちが利用すると。これはあれでしょうか。1台当たりそういうことなのでしょう。それとも、1日ということはないと思うのですが、1台当たりでと考えてよろしいですか。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 1台当たりです。1日に何便か出ておりますが、そのうちの、傾向で言いますと午前中の朝早い便のところ、たまにそうやって人数が多いときがある傾向があるということで、曜日で見ますと、傾向として月曜日あたりが一番多くなっていて、水曜日、いちいの里が休館だったりすることも理由としてあるのでしょうかけれども、水曜日については、1週間で考えるとそこが一番利用率が低

いという傾向があるかと思います。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 今のことについて、私、今これから述べた後にまた伺いますので、よろしくをお願いします。

以前に私、話したことがあると思うのですが、清水高原に住んでいる方から、公共交通が何とかならないのかと言われました。それから高原に行った折に、これは松本の若いご夫婦なのですが、お子様を連れていらして、ここに住みたいなということで、不動産屋も連れてきたのですが、そういう話の中で、「どうしても小学校とかに通学できないのよね」ということがあって、「バスでも来てくれればな」という話が実際にあったのです。すべての村民に平等のサービスを提供すると。そういう観点からすると、小型車両を何とか活用できないかなというのが今、私の頭の中にあることです。

先ほどの課長の答弁について、もう1回質問なのですが、車両を2つ使って、それを検討して何とかできないかと思うのですが、それは可能かどうかお答えいただけますか。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） すみません、その2つというのは、マイクロと小型化を組み合わせるといことでよろしかったですかね。

そうですね。それも1つの方法といえますか、可能性としてはゼロではないかと思いますが、その辺、詳しく検討しているわけではございませんが、それにつきましても今後検討させていただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ぜひともよろしくお願いします。移住者が増える可能性だとか、スカイランドきよみずの集客にもつながるように感じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、3番目の質問の中で、運転免許の自主返納、これは大変な問題だと思います。村長に答弁していただいて、これから委員会の方で意見もいろいろと研究していくというお話だったのですが、どうしても自主返納という名前からして「自主」なのですよ。自分から返さなければどうしようもないということで、これを強制するわけに私は絶対にいかないと思うのです。高齢者のQOLを考えたときに、どうしても必要な方に自主返納しなさいとは言えないです。

だから、自主返納という言葉については、私、非常に疑問があるのです。しかし山形村の人口を見ていったときに、現在14.6%ぐらいの後期高齢者化率なのですが、これが25年問題ですね。そのころには17.6%になります。これは予想ですが。さらにその5年後の30年頃には19.0%。恐らくここら辺で頭打ちされてくると思うのですが、どんどん増えていくことは事実なのですよ。

そうすると、我々がこれから、私はあと4、5年ですが、そうするとそれも考えなくてはならない時代が絶対に来るわけです。松本の警察に、村でどの程度の自主返納があるか聞いたのですが、令和4年についてはまだ集計できていないということなのですが、3年、去年ですが18名。おとしが22名。さきおとしが27名でしたか。近隣の部村に聞いたのですが、部村についても警察で調べてもらったら大体同じぐらいの推移をして、どんどん減少傾向にあると。そういう形でございました。

我々が自主返納をしなければいけないなと考えたときに、それに対する助成があるかどうかは非常に大きな要素だと思いますが、それについては改めて助成をすると。大体、長野県の77市町村の中で約50幾つ、60近くがそういう助成を行っているような気がします。それについて村長、いかがでございましょう。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 高齢者の免許の自主返納という言い方になると思うのですが、それについては、例えばその市町村の地理的条件というのですか、それぞれの地域のいろいろな条件がございますので違いがありますが、山形村の場合は鉄道がなくてバス路線があつてと、こういった条件の中で、よその市町村ですとタクシー券を出すところも大分あるようです。山形村でタクシー券を、仮に2万円分、3万円分出したとしても、それは人によっては1、2か月で終わってしまうということもあるでしょうし、果たしてタクシーを使うのがこの山形村の地理的条件の中で適しているかどうかということもだと思います。どういう方法が資源に結びつくかということも大変難しい問題だと思います。やはり、これからの高齢化社会ということを考えますと、行政でできるいろいろな、そういった福祉バスであったりコミュニティバスなどいろいろな組み合わせで、移動手段の選択肢がいろいろあるということが一番大事だと思います。

これからの高齢化社会を考えますと、地域の互いに助け合う力、地域力を出していただくことがこれから一番大切なことかなと思っております。中には、それぞれの地域でそういった組合みたいなものをつくって、お互いに住民の皆さんが1回幾らとい

うふうにお金を払って、助け合いというのですか、そういったことをやっている地区もあると聞いています。

山形村のこういった地理的な条件を考えてみたり、山際の狭い道路のところに住んでいる地区もあるという中では、そういった地域の皆さんと協力して、何か独自のものを構築していくことも検討しなければいけないと考えております。以上です。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。大体私と同じような方向性だと思いますので、安心したところです。

安全ブレーキ装置は、一般質問でさせていただいたときにも、これ、安全ブレーキ装置と書いてありますが、後づけの自動車安全装置というのですか。これをやっている自治体はそんなに多くないのですよね。というのは、今、車で安全装置が最初からついているという、一般的に高級車と言われているものですが、そういうのがありますし、国の補助があるということで、これについてどうかなと私自身も思いますが、実際にそういう運用をしている自治体に聞いたところ、年間に1件あるかないかだよと。それがほとんどでございましたので、助成をするのであればそれを十分に考えてやっていただきたいと思います。

4番目の通学路についてでございますが、令和3年度ということで、私、福祉文教で1回見回りをさせていただいた状態だと思います。結構いろいろな数のところがあると。8か所のうち4か所、いろいろとこれから整備をしていくということで、大変ありがたいと思うわけですが、それ以外に、前に質問させていただいたときに、新田松本線のところ、私が測ったら歩道が90センチないところも見受けられて、それをこれから整備されるのだと、実際に整備するという方向になっていて、大変ありがたいのですが、中に入ってしまうと、安全かどうかというのが甚だ疑問なのです。

というのは、ちょうど記念碑から波田に向かっていく道路、下竹田の公会堂の辺りから30キロ制限になっているのですよね。それがずっと向こうのお寺さんのちょっと先まで。そうすると、あれは曲がりくねっておりまして、朝夕に結構なスピード超過の車をあそこで散見するわけです。波田のまちの中、通学路ですが、そこに緩衝帯みたいな形で速度を強制的に落とすような取組をされているところがあります。あそこはちょうど実験的にもいいですし、そういうふうにしていただけないものかと思うのですが、それについて教育長のお考えはいかがでしょう。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　そこも去年ではないのですが、以前、やはり危険箇所ということで、P T Aから出されていた箇所になります。関係者による合同点検をしてきている中で、道路の構造上、新たに歩道を新設とか、グリーンベルトを引いてということも幅員からしてなかなか難しいということで、とにかく車の減速、スピードを落としましょうということで、ドットラインを引いて、路面に表示をすることによって車の減速を誘導するという方法が取られました。

今、議員さんがおっしゃられた道路の中間のところに突起物を入れて、その前後で減速させるという仕組みだと思うのですが、それも1つの方法だとは思いますが、生活道路であったり、通行量が結構多いところなものですから、それらも含めて、そんなご意見もあったということで、今年9月22日に通学路の合同点検が予定されておりますので、その中でこうしたご提案がされたという話をして、合同点検の中で確認していただくということで対応していきたいと思えます。

○議長（百瀬 章君）　小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君）　ありがとうございます。ぜひとも検討してほしいものです。私、実際にその道路を通ったのです、あそこではなくて波田ともう1か所あったのですが。そうすると、遠くから否応なく、現場の近くで減速するのではなくて、もっと前から減速するという、自分で意識を持てるということがありますので、そこら辺はぜひともしていただきたいなと思えます。

次にもう1点なのですが、点検をしたときに子どもの意見、または子ども同伴とか、これを見ますとやはり大人だけがやっているのですよね。大人の目線ですべてを決める。そうではなくて、通学路が危険であるならば、子どもの目線で、子どもの意見も尊重しながらというお考えはございますか。

○議長（百瀬 章君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　そういう気持ちはありますけれども、今のところ、いつも小中学校のP T Aを通じて危険箇所を挙げていただいていると。保護者の皆様も児童・生徒からヒヤリハットの話は聞いていると思うものですから、それらも含めて挙げていただくと。それから交通安全だけではなくて、防犯の視点も入れて挙げてほしいということでお願いをしています。直接、児童・生徒からヒヤリハット箇所について危険箇所と思われるところを聞き取って点検に反映しているということとはございません。そういうお考えはとても大事なことかなと思っております。

○議長（百瀬 章君）　小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君）　そうですね。子どもと大人というのは目線が違うのですよね。車椅子もそうなのですが。今日もテレビでやっていましたが、これも子どもが横断歩道ではないところを飛び出て、歩道から走ってきた自転車と正面衝突というのがありました。ですので、そういうことをやはり子どもの目線でもって、先ほど教育長が言われましたけれども、子どもからPTAのお父さん、お母さんを通してというお話だったのですが、やはり「ハインリッヒの法則」というのがありまして、ヒヤリハットするときに1つの事例について300以上のものがあるのですよ。

ですので、やはり現実として子どもの意見を調査することも大事ですが、時間があるならば、子どもの、全部は無理なのである程度の「ちょっとここはやってみようかな」と、そういうことをしていただきたいなと思う次第でございます。

最後の質問になりますが、村の職員が点検箇所を全部見て回ってどうのこうの、これは時間的なもの、労力、大変なことだと思います。それについて、全部見回れということで申し上げたわけではないのですが、やはり私が調査した範囲を述べさせていただきますと、JAの前の、これは前から言っているのですが、ブレーキングですか、あれが落ち込むだけならいいのですが、完全に傾いて、以前伺ったときにそれは水路も直さなければいけないかなというお話だったのですよね。そうすると、いつまで経ってもできないということなので、例えばそういうところは危険だよと分かっているのであれば、前もってやっていただきたい。今度、あの前を舗装しますよね。舗装というのができますので、そのときにそういうことができないのか、ちょっと伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（百瀬　章君）　宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君）　今のお話にありましたJA前の水路といいますか、側溝なのですが、以前から質問されておりまして、昨年度も修繕については検討した経過があります。今後、どのような形になるか分かりませんが、修繕は対応していきたいと考えております。

おととい、全協でもお話ししたのですが、今年度、水道の配水管布設替工事があるということで、そちらと関連づけることは今のところ考えていないのですが、いずれにしても今後対応を考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（百瀬　章君）　小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君）　ぜひともお願いします。もうこれは5年ぐらい前から私、騒いでいることなので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1つ、気になるところなのですが、歩道の段差ですね。歩道があって、道路があって、歩道がある。車椅子のことを何回も言って申し訳ないですが、車椅子は下りるのは簡単にぼとんと下りるのですが、もう1回、車椅子で歩道に乗り上げるときに、やはりへたっている道路というのは結構段差が多いのです。車椅子はそれを乗り越えられないときが非常に多い。それだけは認識していただいて、それを全部見て、こことこことこことではないですが、そういうものがあつたときに修理、また修繕ですね、簡単な修繕で結構なのですが、車椅子の方は村にそんなに多くありません。自走している車椅子はほとんど見ていません。ですけれども、いないからいいというわけではなくて、そういう方もいるのだよということをもう一度認識していただきたい。

それから、公式のラインアカウントというのは利用して、私も使っていますけれども、そこで情報を村に提供できると、そういうシステムになっておりますので、村の方たちにこういうこともあるので情報をくださいと。そういうことをもう1回投げかけていただいて、それに基づいた対応をしていただければいいかなと思います。それについていかがでしょうか、可能なのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） ラインの公式アカウントの関係ではありますが、やはり住民の皆様から情報をいただいているのが現状であります。それについては各事業担当課へおつなぎさせていただいて、それぞれ修繕なり改修なりが終わった時点で、またラインで公表させていただいているといった状況です。

やはり軽微な修理等については即座に対応しているわけですが、どうしても時間のかかるものもありますので、時間のかかるものは時間がかかる旨の周知ということで公表をさせていただいている状況です。広報等で、こんなこともできますよといった機能充実の部分はお知らせをしています、また再度検討させていただきたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ぜひともお願いしたいと思います。そうすることによって、村の職員の方たちの仕事のウェイトが少し減って、違う方向にエネルギーが回せるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

まとめさせていただきますと、住民の足となります福祉バス、それから先ほどの道路整備これ公助の部分でございまして、大変大切なことだと思えます。コミュニティ

の希薄さというのがずっと叫ばれて久しいのですが、移動手段が限られている高齢者とか障がい者、あとは子どもや妊産婦、そういう方たちを助けるため、安全を守るために周りが援助する。昔のような共助の社会の構築、これは先ほども村長のお話の中で実際に出てきましたが、私、これが一番大切なことだと思いますので、それを願ひまして質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 小出議員、よろしいですか。

以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で10時35分まで休憩。

（午前10時23分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時34分）

◇ 大池 俊子 君

○議長（百瀬 章君） それでは、質問順位4番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「コロナ対策について」を質問してください。

大池俊子議員。

（11番 大池俊子君 登壇）

○11番（大池俊子君） 議席番号11番、大池俊子です。今日は2つの問題について質問したいと思いますが、始まる前に、すみません、提出のときに議長名を前の議長のまま書いてしまいました。おわびします。

それでは1つ目の「コロナ対策について」を質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症の脅威は現在も継続し、第7波では感染者が急増し、県独自の医療アラートで最高の医療非常事態宣言が出されています。県の感染警戒レベルも最高の6に引き上げられ、医療体制の逼迫が懸念される中、重症者がほとんどいないという理由などにより、強い行動制限は県民に求められていません。

村内の医療機関においても、発熱外来が激増し、陽性率も高い状態となっており、村内の感染者も2桁台を数える日も多々あります。

この間、学校、保育園は学級閉鎖などを繰り返しながら、また高齢者施設においても、自身も感染のリスクにさらされながらの職員の努力により、何とか乗り越えてきました。また、家庭内で感染者が出てしまった家庭も、日常生活に四苦八苦しながら乗り越えてきています。

そこで質問します。1つ目に、山形村における感染者の実態は。これまでの経過、人数などです。

2つ目に、感染してしまった家庭の状況や要望などは。特に貧困家庭などに影響が出ているとお聞きしますが、その支援は。

3つ目に、村としての救援対策は。アパートや空き家などを利用しての隔離施設の確保など、また買い物支援など、どう考えていますか。

4つ目に、検査への補助は。PCR検査や抗原検査、抗体検査など医療機関や民間検査機関で行う検査のほか、検査キットなどの購入費も対象に考えてはいただけないでしょうかということで、1回目の質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員の質問にお答えをいたします。コロナ対策についてのご質問であります。

1番目の「山形村における感染者の実態は」についてであります。山形村で把握している数値はすべて長野県で集計した数値であり、長野県が全数把握している数値から山形村分を抽出したものであります。令和2年2月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、令和4年8月31日までに809人の陽性者が判明しております。

2番目のご質問の「感染してしまった家庭の状況や要望などは」についてであります。山形村として陽性者の詳細な情報は取得しておりませんので、家庭の状況も把握できておりません。要望を受ける機会も特にはございません。こんなことから、独自の対策を創設しているということはしておりません。

長野県が行っております支援で補っていると判断しておりますし、山形村が独自で人的支援、資金的支援ができるかとなりますと、それはなかなか実際には対応や判断は専門的な知識・経験がある者が携わるべきだと判断しております。山形村の情報は住民の方が持っている情報と同じものが共有されているにとどまっており、時間的に

は多少早く情報が提供されているという程度でございます。村には感染者を特定できる情報がございませんので、感染者への個別支援もできないのが現状であります。

国及び県からの十分な支援がされているものと現在判断しておりましたので、大池議員の言われる貧困家庭に影響が出ているかどうかということについては、現在村では特に対応していないというのが現状であります。また、マスクの着用から始まり、三密回避、自粛要請などの行動制限をかけられたことによるものが影響としては大きく、このことを理由とするのであれば、すべての方が影響を受けていると判断し、村としましてはできるだけ対象者を多く捉えた事業を実施しているところであり、給付金などがそれにあたります。

3番目のご質問の「村としての救援対策」についてであります。山形村独自の対策は、先ほど申し上げましたが、特に設けておりません。今回、大池議員の提案からしますと、ある程度の専門的な知識と経験を有する人材を確保した上で実施することになると判断しております。通常の業務に加えて、コロナワクチンの接種業務など新型コロナウイルス感染症対策に対して山形村としても独自の支援、対策、業務は行っていると判断しております。

今後も期間を定めた行動制限の要請措置が発令されるような状況が断続的に続き、経済に大きな影響を与えるようであれば、また新しい対策を講じることも必要になると考えております。

4番目のご質問の「検査への補助は」についてですが、令和2年度の補正対応により新設いたしました検査への助成事業は、令和2年度は2件ございましたが、令和3年度から今年度8月末現在まで申請はございません。助成の内容は、村内に住所を有する方で、医療機関、介護施設の従事者、無症状者で自費により検査実施医療機関で検査を受けた方が対象で、PCR検査は1回当たり2万円、抗原検査は1回当たり7,500円を上限として助成する制度であります。以上です。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） それでは2回目の質問に入ります。1つ目の、令和2年度にコロナの感染者が始まって以来、809人という数字が出されましたが、この809人という数字をどのように村長は捉えていますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 809人ではありますが、村の人口の大体1割弱ということなのですが、実際には陽性者であっても無症状のままこういった感染者としてみなされな

い方もある程度はいるということだと思います。これも今、コロナはオミクロン株が弱毒化していることもあって、数字だけを見れば大変な状況ではあるのですが、重症化しないことを考えれば、デルタ株の頃の数字よりも脅威感はないのが実情だと考えております。

数字は、山形村の場合、ここ1か月ぐらい、近隣でも非常に陽性者の数が多かったわけですが、最近よその町村でも多いところも出てきて、長い目で見れば山形村が特別多いということはないだろうと考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 1つ目は、人口の1割。検査された割合がもしかしたら多いかもしれないのですが、住民の方もこの数字ですごく心配されている方もいます。2番目の質問で、県のレベルでの対応でということで、村として何もあまりしていないということなのですが、私も住民の方からいろいろな心配事や要求などを聞いてきました。その中で、さっき貧困家庭ということで挙げましたけれども、幾つかあります。母子家庭の方で、子どもがコロナで仕事に行かれない。特例貸付がありますが、今まで2件あったということですが、返さなければいけないので、なかなか借りることを躊躇しているということです。

それから、変わってきたのが、若い世代が増えてきているということで、貸付けで借りてもなかなか返せる状態でないという家庭も出てきています。それから、コロナで仕事がなくなって、年齢制限で転職ができないという状況も出ています。外国人も大変な人や困った人が増えているということです。

この貧困家庭や困っている人たちに対して、例えば社協でやっているフードドライブとか買い物支援などもしてほしいということで、いろいろな要求を聞いていますが、そのことで村としても、社協で「たのみましょ」とかいろいろありますが、そういうのを一緒に考えてはいただけないかということ。さっき違うのでも言ったのですが、やはりご近所の協力でというのがありますが、うちの近所でコロナにかかった方がいるのですが、やはり買い物に出られないという方が何軒かありました。そういうことも含めて、日常生活の大きな問題ではないのですが、ちょっとした問題がたくさんあるということで、村も一緒にその病気に対しての、どうやったらそれが解決できるか一緒に考えてほしいと思いますが、その点はどうでしょうか。

もう1つの例は、介護施設とか病院など医療関係に勤めている方はたくさんおられると思うのですが、非常にこの数字に対しても心配していて、自分自身でも行動制限、

自分で押さえながら本当にどこにも出られずに非常に努力されているという話をお聞きしました。やはり増えている中で一番必要だと感じているのは、今までの例も挙げたのですが、村としてもいろいろな、小さな問題でも困ったときにどこへ相談していか分からないという方がたくさんいたので、ぜひ相談窓口を大きく分かるように掲げていただいて、その解決策を、それが社協であったり「まいさぼ」であったり、村も一緒になって考えていってほしいということですが、その点はどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 幾つか質問をいただきましたが、まずコロナ感染症の対応の仕方というか、どう対応するかということについては、これは国の事務であると考えます。国が全国一律で方針を示して、それに沿って実施していくことがコロナ対策だと思います。

それと、議員の意見にございました、市町村では何をするかという中で、最も身近な自治体、行政サービスを行っている市町村でありますので、きめ細かなことを当然やっていくことになるのですが、一番はコロナにかかりましたという情報を村がいただいて、それを活用することが今できるかということになれば、これは個人情報の問題からいって簡単に国、県でもいいという話にならないのが現状であります。それには、片方にはコロナ感染者に対する差別の問題もありますし、いろいろな公表をしてもいいと考える方と公表されては困ると考えている方が当然いるというのが現状だと思います。

議員ご指摘の、コロナに感染された方の支援といいますが、自治体としてどんなことができるかについては、個人情報の問題とはまた別に相談窓口のようなものがどこかになければいけないというご指摘はそのとおりだと思いますので、実際に看板を掲げるか掲げないかはございますが、庁内でコロナのこういった問題はどどこ課が担当するという確認はしておきたいと思います。以上です。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 相談窓口をぜひやってほしいということで出したのですが、社協の方にもいろいろお話を聞いたら、社協の方では貧困家庭というのは常日頃から見守りというか、いろいろな施策をやっていると思うのですが、そういう方からの情報だけは入っていて、物資の支援とか、「たのみましょ」とか、そういう制度も紹介しながら、何とか切り抜けてきたというお話を聞きました。

「たのみましょ」については、村民誰でもコロナにかかわらず、いろいろ利用して

いると思うのですが、いざとなったときにやはりその制度があることすら知らない住民が非常に多くて、今回のように家中かかってしまったら買い物にも出られない。親戚のある人は親戚の方が物資を買って、入り口のところへ接触しないように置いてくれるという例も幾つか聞きましたが、そういう情報が入らないほうがやはり生活にすぐ困ってしまうということだと思いますので、相談窓口を置くと同時に、支援に困っている方はぜひということ、幾つかの施策というか、村でやっているいろいろな施策を伝えていくのもいい方法だと思いますので、ぜひ窓口と同時にやってほしいと思います。

3つ目の救援としては、さっきの買い物支援もそうですが、コロナの初めの頃は、ホテルなどをかかった患者さんに国で無償で利用させていただいて、それも全部ただでというのをやったのですが、増えるにつれてやはり自宅待機、自宅療養が増えていっている、広い家はいいのですが、狭い家は本当に家中かからないと出て行かない、治らないという状況を幾つか聞きますので、もし今後、コロナは当分収まらないと思いますが、そういう対策も含めて空き家の、医療関係とかいろいろ難しい点があると思いますが、そういうのもぜひ考えてほしいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 今、村である施策というのは、どちらかというとやはり予防の部分というのがメインです。ワクチン接種、あとはご自身で三密だとかマスク着用だとか消毒だとか、そういったところが比重を占めているかと思います。

先ほどのお話なのですが、相談窓口の設置とか、そういうお話もあるのですが、なかなかすぐに立ち上げることは難しい状況でありますので、社会福祉協議会や「まいさぼ」、職業の関係については特に「まいさぼ」で相談に乗っていただけるという機関でありますので、今ある制度をお伝えいただく、お使いいただくというのと、確かにそういった機関、事業をそもそも知らないよという話もあると思うのですね、確かに。なので、そういったPRの部分については、社協、「まいさぼ」と連携を取りまして、今以上の形でお知らせしていくという形を取ればいいのかというところがあります。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 「まいさぼ」または社協と相談するというのがあまり分からない住民もいると思いますので、ぜひ村としても連携を取りながら、いろいろな施策

の紹介をしていってほしいと思います。

4つ目の質問、検査への補助ということですが、先ほどのでも、村でも令和2年に2件で、あと3年、4年と申請がないと言われたのですが、かかった人はいろいろな補助があって、検査もできるのですが、家族が無症状とか、その他の人たちはやはり自分でお金を出さないとなかなか検査できない状況にあって、症状が出るまでやらない人も結構いると思うのですが、やはりこのところ、希望者がいる場合はぜひその体制を、そういう申請、補助があるよというのを住民に知らせて、感染の拡大を防ぐ観点からもやってほしいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） こちらの検査の補助につきましては、自分が専任の保健福祉課にいたときに創設したものでございます。そのときはなかなか、かかった人については当然医療機関で検査を受けるという状況だったのですが、どちらか分からないことに対してどうするかという中で、こちらの事業を創設したところであります。

創設当初は若干なのです。2名と先ほど答弁があったのですが、その件数は実際利用者がいたのですが、それ以降については今年までの実績を見るとゼロという状況です。かなり期間が経った中で、そういった検査に対する環境も変わってきているということで、県でも無料検査ができるようになっていきますし、かかっているのかかかっていないのか分からない人については、そういった検査を利用されているのが大半になっているのかなということでもありますので、今現在村ではこういう事業、助成制度を設けているのですが、今後、存続についてはもう1回検討していかなければいけないのかなと。利用者の関係で、利用者の状況を見ると、そういうことになってしまうかなというところでもあります。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 時間がないのでまとめたいと思います。8月のコロナ感染者の死者の数は過去最高だった2月の1.5倍になっています。高齢者もたくさん亡くなっている中、10歳未満の死者も増えています。自宅療養者が急増する中で、健康観察や医療との連携や食糧支援など、きめ細かな制度が一番必要であると思っています。

そこで、ぜひとも先ほどから言われる、分かりやすい相談窓口やいろいろな制度の紹介など、住民の方がいつでも気楽に村へ相談できるような体制をぜひ取ってほしいということでこの質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） 1 番の質問は終了でよろしいですか。

大池俊子議員、次に質問事項 2 「子どもの医療費の窓口無料化を」について質問してください。

大池俊子議員。

○1 1 番（大池俊子君） この 1 8 歳までの子どもの窓口無料化は、これは完全無料化という意味で質問したいと思います。

山形村でも 1 8 歳までの子どもの医療費は既の実施されており、1 5 歳までの完全な窓口無料化もされていますが、高校生まではまだです。長野県内では既に多くの市町村で 1 8 歳までの窓口完全無料化が進んでいます。

そこで質問します。山形村でも 1 8 歳までの窓口完全無料化をしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

2 つ目に、500 円のレセプト代も無料にしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

3 つ目に、障がい者に関してはなかなか全体というところまで進んでいないのですが、この障がい者の問題についても窓口無料化にしてほしいということで、第 1 回目の質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項 2 番目の「子どもの医療費の窓口無料化」についてお答えいたします。1 番目と 2 番目の、1 8 歳までの窓口完全無料化と 500 円のレセプト代も無料には関連がありますので、合わせてお答えいたします。

子どもの医療費につきましては、村の福祉医療制度により、自己負担をひと月分の診療報酬明細であるレセプト 1 件当たり 500 円のみとして、医療費の実質無料化を実施しているところであります。

現在、1 5 歳までの子どもには医療機関での会計の際に 500 円だけ負担していただく「現物給付方式」を、また、1 6 歳から 1 8 歳までの子どもには保険適用でかかった費用を一旦お支払いいただき、後でそこから 500 円を差し引いた額を村がお支払いする「償還払い方式」を適用しておりますが、近年、多くの自治体が 1 8 歳までの現物給付を行うようになりました。そうした状況を踏まえ、山形村も令和 5 年 4 月から 1 8 歳までの現物給付になるよう現在準備を進めております。

一方、500 円の自己負担につきましては、その意義や地域のバランスを考慮し、周

辺市町村と差が生じないような配慮をすべきだと考えておりますので、現状ではこれを無料化にするという判断には至っていません。

3番目のご質問の「障がい者も窓口無料化を」についてですが、申し上げましたように18歳までの子どもは障がいの有無にかかわらず一律で現物給付にする予定であります。県内には子ども以外で障がいをお持ちの方の福祉医療費に現物給付を適用している自治体は今のところないとのことであります。こちらも子どもの医療費と同様、周辺市町村と足並みをそろえるという観点から、当面は現状の運用を続けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） この質問は、3月にも同じ質問をしました。その中で、今、回答されて令和5年4月から18歳までを現物給付にするということで、非常によかったと思います。全体の流れを見ましても、この4年4月からもうほとんど、村では全村が18歳まで現物給付になっています。なっていないのが山形だけだった感じで、この点についてはよかったと思います。

市の段階では、まだできていないところが残っています。長野市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、中野市、茅野市、千曲市などがまだ残っています。

それから、レセプト代も500円とか300円というところもありますが、全く取っていないのが阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、木曾町、栄村など。実際にレセプト代も取っていないところも出てきています。500円の問題についても、300円とかいうところもありますので、今後ぜひ検討していきながら、早い時期に手数料もかからない、完全無料化にしてほしいと思います。

やはり子育て支援を目玉にする山形村ですから、子どものこういう支援策についても、違う市町村に先駆けてやってほしいと思います。だから、500円についても、完全無料化となればやはり山形村の目玉になると思いますが、そういう点でどうお考えですか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） おっしゃるとおり、県内の多くの自治体が現物給付を今、実施しておりまして、合わせてこのレセプト代と言われる500円についても全く負担させないという自治体もございます。

議員もおっしゃっているとおり、資料を御覧いただくと分かると思うのですが、これは県全体の傾向を見ますと、ゼロ円にしているところだとか300円にしているところ

ろというのは、その地域地域、例えば松本広域圏のブロック単位周辺の自治体が多分そろえてといますか、お話をしながら進めていることなのだろうと思います。そのラインナップを見ますと。

今、議員さん言われたように、子育て支援と絡めて先駆けてということもございましたが、3月のときにも申し上げましたが、この問題というのはむしろその地域、例えば村単独でということよりは、この松本平周辺の自治体に同じ医療を受けるのに大きな差があってはいけない、あることは望ましくないという観点から地域のバランスを見ていこうと申し上げた次第であります。

当然、先行すること、先駆けていくことを否定するわけではございませんが、まずは松本のこの界隈の市町村では大体同じような形でもってみんなサービスが受けられる、というところを目指すべきではないか。この医療費に関してはそういうことなのかなというふうに思います。

また、500円に関しても、いわゆる医療費については現物給付により実質無料化ということになっておりますが、レセプト1件につき500円ということもございますので、これは実質的な医療費というよりはかかる経費ですとか事務負担部分になると思われます。よくいろいろなお金を支払うときに、例えば受益者負担ですとか、あるいは保険などでも応益割みたいなものがございしますが、そういったものとして考えるのであれば、一定の皆さんの負担というのは今のところはお理解いただくべきかなと考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 1件500円のレセプト代も受益者負担という観点からと言われたのですが、実際にその分も広域というか行政で負担するところが増えている中で、やはり村も考えて行ってほしいということで出したわけですが、300円を取っているだけというところもだんだん出てきていますので、そこはやはり様子を見ながら検討して、ぜひ実現して行ってほしいと思います。

あと、障がい者の問題でも、受益者負担なしというところがあります。長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、南信なのですが、そういうところも出てきていますので、障がい者の問題についても非常に医療費というのは重くのしかかっていると思いますので、一旦払ってというのは非常に大変なところがありますので、ここも窓口無料化の実現に向けて検討して行ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 同じことを申し上げることになりますが、原則的には今の医療費を負担していただく方式の違いということになるかと思えます。当然、償還払いよりも現物給付の方が効率的ですし、日々のお金のことでいえば受診しやすい環境を整えることには当然なろうかと思えます。

その一方で、やはりこれも地域の医療を考えたときに、地域医療とは山形村だけの医療ではないとも思いますので、申し上げるようなこの界隈の市村が足並みをそろえた中에서도対応できていくというのが、今のところの目標かなと思えます。先ほど申し上げましたが、先んじて取り組めればそれは一番いいわけですが、ほかにも行政課題もそうですし、扶助の要望も多い中で、そこだけを突出させるわけにはなかなか行かないと思えますので、この点も併せてご理解をいただきたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） これで最後にしますが、障がい者の現物給付、窓口無料化や500円のレセプト代もそうですが、やはり近隣にも働きかけながら完全無料化になるような方向でぜひとも、村としても地域医療は塩尻であったり松本であったり、皆さん、松本や塩尻の医療機関にかかられている方も非常に多いので、そういう点からも、村から逆に発信して、一緒にやりませんかということで働きかけていってほしいということで、この質問に関しては終わります。

○議長（百瀬 章君） 以上で終了でよろしいですか。

以上で、大池俊子議員の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩します。この時計で11時20分まで休憩。

（午前11時13分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前11時19分）

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位5番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「連絡班への委任の募金等集金業務の課題と改革」につ

いて質問してください。

大月議員。

(8 番 大月民夫君 登壇)

○ 8 番 (大月民夫君) 議席番号 8 番、大月民夫です。本年度の施政方針の行財政改革推進事項の中で、「村民と協働による新しい公的活動の模索」の推進が掲げられております。連絡班組織に委任形式となっております各種募金や会費の集金システムは、毎年定例的に繰り返される取組のためか、前例踏襲傾向が潮流でご協力をいただいております。

しかしながら、村内の連絡班組織力が近年著しく弱体化が進捗する流れの中で、連絡班加入・未加入世帯間での不公平感の鬱憤が増幅し、せつかくの地域福祉や義援・救援の精神が置き去りになりつつある現実は放置できないと思われまます。

山形村在住のすべての世帯の皆さんが「各種募金や会費の拠出判断を自ら行い実践すること」を原則とするシステム構築の模索を求め、質問いたします。なお、募金や会費の具体的な中身につきましては、すべての連絡班に一律に委任しております、日本赤十字社の会費、緑の募金、清水寺保存会費、社会福祉協議会費、赤い羽根共同募金、並びに夏祭り花火寄付。以上 6 件を対象とさせていただきます。

初めに、各種募金や会費の中で、連絡班未加入世帯向けに拠出要請を行っている実態がございましたら、内容と手法をお聞かせ願います。並びに、ただいまの質問事項での「要請実態」がないケースの場合、今後に向けた改革志向を含めた所見を伺います。

次に、募金や会費の集金システムは、各連絡班それぞれに役員の負担軽減を考慮しながら対応策を講じておりますが、会費化による拠出対応連絡班では、本来尊重されるべき「個人の自由意思」が侵害される懸念も一部地域では生じているようです。募金・会費への対応の「任意性の配慮」を、各連絡班に集金を依頼する際に、どのように盛り込まれておられるのか伺います。

続きまして、赤い羽根の共同募金による助成は、集まった募金の約 70% が募金をいただいた地域に還元する地域助成をしていると謳われております。そこで、赤い羽根共同募金、日本赤十字社の会費、緑の募金、以上 3 点につきましては、地域へのフィードバック、いわゆる還元事項がございましたら、主だった概要をお聞かせ願います。

次の質問事項であります。2024 年度から、再来年ですね。森林の保護、保全、活用に必要な財源確保のための森林環境税の徴収がスタートいたします。一方、緑の募金は緑化木の配布や地域の緑の少年団の育成などを主目的とし、多分継続されると思われまますが、緑の募金の目的の趣旨が「村民の総意」という捉え方が確立できれば、森林

環境税のスタート時に合わせ、緑の募金は村費対応に切り替えることも一案かと思われます。近年の緑の募金の集金総額の動向と、村費対応の可否判断への所見を伺います。

最後に、締めくくりの総括的な質問になりますが、行財政改革推進の指針に基づき、各種募金や会費の対応方針をいま一度点検しながら、新たな集金システムの構築を目指す協議の推進を提言いたします。

その際、前例踏襲や近隣市町村との一律概念に捉われない山形村ならではの村民と協働によります新たな対処法の策定を目指していただければと思います。所見をお聞かせ願います。

以上、通告に基づきまして質問いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員のご質問にお答えいたします。「連絡班へ委任の募金等集金業務の課題と改革について」のご質問であります。

1 番目のご質問の「各種募金や会費の中で、連絡班未加入世帯向けに抛出要請を行っている実態があるか。また、内容」ということであります。今年4月に区ごとに連絡長会議を開催した際に、ある連絡長さんから、連絡班加入世帯にのみ抛出を求めるのはいかなものか。不公平感がある旨の意見をいただきました。現在は未加入世帯向けに公共施設の玄関口に広報誌と一緒に募金等のチラシを一定の期間を定めて掲出させていただいております。

2 番目のご質問の「質問①項にあります「要請実態」がないケースの場合、今後に向けた改革志向を含めた所見」ということですが、質問1にございました抛出要請を行っていない場合の改革志向を質問されておりますが、今年から、先ほど申し上げましたとおり、連絡班に加入されていない方にはそういった方法、また実際には周知が徹底されるかということになりますと、なかなか徹底されていないというのが現状であります。

3 番目のご質問の「募金・会費4への対応の『任意性の配慮』を連絡班に依頼する際にどのように盛り込まれておられるか」ということですが、村からお願いしております緑の募金ですが、こちらにつきましてはチラシ、周知文で任意であることを示しております。その他団体からの募金・会費につきましては、村として答弁する立場にはございませんが、お答えするとすれば、日本赤十字社の山形分区の分

区長の立場として申し上げますと、日本赤十字社の赤い羽根共同募金については連絡班という組織を通じてお願いしているものであります。あくまで任意であり、その対応については、それぞれの連絡班の判断に任されているものであります。

個の考え方が集団や地域より優先される時代でもあります。混住化に加え、親子間、世代間での価値観の相違も表面化している現状であります。人口減少や少子高齢化、また都市化や住民の多様化が進み、地域社会の仕組みに変化が生じており、自治組織である区、連絡班、住民同士のつながりもそれぞれの時代とともに変化してきていると認識しております。

4番目のご質問の「赤い羽根共同募金、日本赤十字社、緑の募金につきましてフィードバック事項がありましたら主だった概要を」ということでありますが、最初に緑の募金ですが、還元率は約50%から55%とされております。緑の少年団育成、公共施設の緑化、植樹・育樹祭の開催等に事業費として還元されております。山形村は、小学校の緑化活動に還元しております。

赤い羽根と日赤については、社会福祉協議会の管轄になりますが、概要を申し上げます。

赤い羽根共同募金・歳末共同募金につきましては、寄附実績から広域配分を除いた額が社会福祉協議会に対し、地域配分金として交付されます。日本赤十字会費につきましては、寄附金の10%分が事業費として交付され、同程度が奉仕活動助成費として交付されております。

5番目のご質問の「近年の『緑の募金』の集金総額の動向と村費対応可否判断への所見」ということでございますが、令和3年度の数値を申し上げますと、募金総額が28万950円に対して、償還金は14万7,600円でありました。償還率は52.54%になります。ちなみに、10年前の平成23年の集金総額は31万6,000円で、比べますと3万円ほど減少しております。還元率についてはほぼ変わらず、例年5割ほどで推移しております。

村費での対応の可否判断でございますが、募金という性質上、村費での負担は不可能であります。この募金は他の募金同様、自発的な住民の協力の下、募っているものであります。村で予算化できれば、各連絡班の徴収の手間は減るわけですが、予算の執行上において募金名義での支出はできないものと判断しております。

6番目のご質問の「各種募金や会費の対応方針をいま一度点検しながら、新たな集金システムの構築を目指す協議の推進を」ということでございますが、区・連絡班の

様々な課題については、今年度は区長の会で5月から例月で協議をしております。全国的に、高度経済成長期以降、生活は物質的には潤いましたが、その反面、都市化、情報化が進み、生活様式が多様化し、地域の間人関係や共同意識は失われ、隣近所の連帯感も希薄になってきていることについて、当村の全区長さんも共通した認識であります。

長年の慣習であります区や連絡班による募金や会費の集金システムは、江戸時代の幕藩体制下には既に存在していたとあります。今でも地域社会を維持するためには、この集金システムは極めて重要なものだと考える行政職員や村民の方が多いたというのが現状だと思います。これからの時代は、私たちが住んでいる地域とそこに住む住民がどのような関係であることが望ましいのか、地域の皆さんと十分な議論とともに時代に合った新しい協働の取組が必要になると考えております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 各種募金や会費の集金システムに関しまして、いろいろな切り口での実情と展望につきまして、ご答弁いただきました。中には、村の長部局で具体的に関わっていないような面も一部あったと思いますが、その辺までお調べいただきまして、ありがとうございました。

主要な事項について、もう少し意見交換を進めさせていただきたいと思っております。やはり原点は、想定以上に急ピッチで拡大してしまった連絡班未加入世帯の増加であります。これまでも数多くの機会に、また数多くの議員から、その影響力による問題点の対応に向けた議論が交わされてまいりました。未加入世帯の実態につきましては、現状は把握しているのだけれども、これまでの経緯はあまり承知していないという声も正直いただいておりますので、いま一度ここで整理をさせていただきたいと思っております。これは質問にもございませんので、お聞き取りを願えればと思っております。

昭和の時代はもとより、平成の多分初期ぐらい、平成10年ぐらいまでは区や連絡班に入っていない世帯は本当に特別なご事情の方、例えば限定的な短期滞在型の皆さんなど、ごくごくわずかで、今で言う加入率と表現をすれば、加入率99%の時代が長年推移していたと思われまます。昨年、別件での一般質問の議論の際に状況報告をいただいた加入率の推移に関しましては、繰り返しになりますが、おおむね20年ぐらい、平成13年度には加入率が92%。それから10年経過した、今から10年前にあたります平成23年度には加入率が83%に推移して、昨年度の実態は67.62%というご説明をいただきました。直近では、地域ごとのばらつきはございますが、

かろうじて加入率60%キープがやっとやっとという地域も出始めております。

かつては連絡班未加入世帯の皆さんには、役場から直通便で情報発信業務を委託しながら十分フォローできていた時期があったことを記憶しておりますが、現況のコミュニティの弱体化の環境を乗り切るには、とてつもなく高いハードルになってしまいました。様々な要因により生じております現況と思われませんが、これまでの経緯という意味で一旦繰り返させていただきました。本日の議論は、未加入世帯の増加に伴い生じている各種課題への対応についてでありますので、本筋に戻らせていただきます。

結果的に、連絡班未加入世帯の皆さんには、各種募金や会費の適切な要請手段が講じられていない現状の打破はやはりしていかなければならないと思います。連絡班加入率がほぼ100%に近い時代と、おおむね40%近くの皆さんが参画できていない時代と、募金、寄附金や会費の徴収システムがあまり様変わりできていないという実態はいずれといわず近い将来に行き詰まってしまう気がいたします。

個人的な私見ではありますが、流れを変えるには次の3つの手法かなと思われまので、お聞き取りの上、所見をお聞かせ願います。

1点目は、現状の連絡班委任スタイルは維持しながら、並列して、連絡班外の皆さんにも連絡班と同内容の要請の呼びかけを行っていく、その策。

2点目は、連絡班委任スタイルをすべて解消し、全村向けに募金や会費の納金要請を発信し、自発的に要請に応じてご協力いただくための新たな要請手段と簡易にできる納金システムの体制づくり。

3点目につきましては、まさに原則論になってしまいますが、連絡班組織の再構築になると思われま。現状の連絡班体制の運営内容をすべてリセットするぐらいの覚悟で、こんな連絡班だったら何としても入らなければという視点での模索を試みる案もございませ。多分、即実現というわけにはいきませませんが、動き出さなければいけないのかなと思われま。山形村に限ったことではありませませんが、多様性の調和をいかに図れるかが今後のターニングポイントだと多くの方に言われております。所見を伺いませ。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） これからの連絡班の在り方について提言を今いただきましたが、1、2、3、それぞれ検討していかなければいけないことだと思われまけれども、総論的に申し上げますと、連絡班というものが本当に必要かどうかというところの、必要性を村民の皆さんが感じているかがまず最初の出発点になると考えておりま

す。これからの時代を考えますと、今、村民の皆さんに不安材料は何ですかということで、地域の課題として仮に伺うとすれば、災害対応であったり、少子高齢化の時代、隣近所が助け合わないとこれから地域で快適に暮らしていくことが難しいという、この2つが災害と高齢化社会、少子化という2つの問題を地域の最優先の課題として、必要性を感じてもらえるという共通項があれば再構築ができるかなと思っております。それぞれの、いろいろな地区での活動の中で、今まで取り組んできているのは地域の環境整備であったり、地域の親睦を深めるため、主には公民館が主導しているそういった地域の親睦を深める活動であったり文化活動、そういったものに加えて、優先順位を上げていただいて、防災とこれからの地域で最も重要になります少子高齢化の時代をいかに生きるか、地域がどうあるべきかという、この辺のところをまず理解していただくところから始めれば、何か次の時代の新しいシステムに向かった議論が組み合ってくるかなと感じております。

まだ漠然としたことを申し上げただけですので、具体的にどうかという検証はできておりませんが、ぜひまた議員の皆さん、村民の皆さんにも、半歩でも進めるようなご意見をいただければありがたいと考えております。以上です。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 今の村長のお考えは分かりました。実務的に今後、募金だ寄附金だ、どう扱うかというところで、先ほど私が申し上げた、今の連絡班に委任する体制をそのまま残して、なおかつ未加入の世帯の皆さんにもう少し丁寧にやる、そういう方策で行くか、もう1つはちょっと荒っぽいのですが、もう連絡班に委任するのは全部やめてしまって、村民向けに発信して、寄附とか募金をやってくれる人はしてもらおう。その大筋の、2つの道筋というのはどういう思いがあるかお聞きしたいです。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） すみません。一番大事なところでありますが。先ほど申し上げましたとおり、それぞれの連絡班というのを、いつも申し上げておりますが、役場としては第2の役場として機能を担っていただいているというのが実情であります。こういったいろいろな募金、会費などの徴収の仕方も、前年踏襲で昔からの慣習に従って、それぞれの地域の皆さんが言ってみれば税金と同じような感覚で会費として払っている。

これは最近の新聞にも出ておりますが、議員ご指摘の個人の自由の意思で本来やるべきもの。これが法律違反だという判例も出ております。やはり日本が近代的な民主

国家になっていくところで、ここの部分はかなり遅れていった部分なのだろうと思います。なかなかこういった近代的な民主的な感覚というのはまだなじんでいないというのが実態だと思います。これからの若い人たちの感覚でいきますと、そういった田舎の慣習というのが非常に住みにくいと感じている若者も多くなりつつある。そんなことも考えておりますので、この募金すべて、本当に自由にどうぞとなった場合に、果たして半分の方、3分の1になるか、非常に危険な施策といえますか、危険な賭けをしなければいけないこととなりますので、なかなか躊躇して、それだけの一歩が踏み出せていないというのが正直なところであります。

ただし、いつまでもそのままにしておくこともできないのも事実だと思いますので、いつの時点かではその判断をするときも来ると感じております。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ちょっと話を進めますが、やはり未加入世帯の皆さんに丁寧というのですかね、要請だけはしていかないと、やはり基本的な原点は私、違うと思うのですね。そういった意味でちょっとお伺いしたいのですが、現状、連絡班未加入世帯の皆様宛てに要請文書、募金、寄附、大事なことに限るのですが、そういったものを例えば郵送で送った場合のリストアップというか、そういう対応というのはできる体制になっているのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 連絡班未加入の情報なのですけれども、これは行政の中での情報であります。そういう面では、他の団体というところには昔から慣例で名簿があったりというケースの中では使えるのですが、この情報を外に出していくというのはまた個人情報という課題も出てきます。そういう面の中で、村としての防災ということの中では未加入世帯への通知はできますが、ほかの組織というところからはなかなか難しいと感じているところであります。

やはり、命に関わるというか、非常に災害とか防災に関しては、それぞれ未加入世帯には通知を申し上げているところではありますが、広報とかそういうものに関しては、お知らせに関しては、各施設に置いて取りに来てもらうようなことで対応はしているところであります。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） いろいろな配慮もありますので、今、副村長が申し上げたのですが、この間の、直近の防災訓練のときに、未加入世帯の皆さんが安否確認の情報を

避難所に持ってきてくれるのですが、あの用紙を送ったから、そういう未加入者リストというのができていて、そういったものがいろいろ活用できるかなと短絡的に考えたのですが、根本的に考えが間違っていたものですから、それは改めます。

未加入世帯の皆さんに、いろいろ細かく通知する。やはり個々にそういう案内を出すのは無理かなというのは分かったのですが、あとは未加入世帯の皆さんがいろいろな情報を知って、では募金しようとか、何かしようという場合、役場の窓口へ何月何日から何日の間に持ってきてくれというのが一番いいのですが、それ以外に振り込みとか何かそういう形で役場に納金できる体制というのは、取ればできるのでしょうか。それとも現状そういうことも可能なのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） すべてについて把握しているわけではないのですが、基本は現金になってしまうのかなというところです。これからは共同募金の関係、10月から始まると聞いております。そういったものについては当然、社協の窓口を持ってきていただくのと、募金箱を公共施設13か所と聞いているのですが、そこに直接入れていただくような形。そういったことで行っているという状況でございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 現状の状況、分かりました。今後、区長会の皆さんの協議も含めて、いろいろ具体的にこうしたらいい、ああしたらいいという内容が出てきましたら、その対応策を細かく練っていただきたい。そんなお願いだけしておきたいと思えます。

次に、会費、要するに連絡班の常会費とか、そういう形の要するに会費化ですけれども、それによる任意性の件についてちょっと触れさせていただきます。募金や寄附金の任意性についてであります。本来はこういったものは役員が各世帯を訪問して、任意性を尊重しながら寄附金を集めるというのが本筋であろうかと思われまして、過去はそういうふうにしていたと思えます。

ただ、役員の負担も大きく、ますます役員を敬遠する意識が蔓延して、現状はもう会費化し、一律徴収に切り替える流れが本当に主流になってまいりました。当村におきましても同様の傾向といえそうですが、効率性を高める反面、抛出を拒めない、強制感が強まるというのですかね。任意性の個人意思が反映しづらい雰囲気を生み出してしまおうとも言われております。

全国的にも、先ほど村長もチラッと触れておりましたので重複しますけれども、任

意か強制かでトラブルになって、感情的にエスカレートして、訴訟問題に発展したケースがございました。そのとき地方裁判所と高等裁判所の判決が全く相反して、メディアでもかなり大きく取り上げられたのを記憶しておりますが、最終的に最高裁は、募金及び寄附金はその性格上、すべて任意に行われるべきものであり、班長や組長など役員の負担軽減を理由にこれを会費化し、一律に徴収しようとすることは思想信条の自由を侵してはならないという憲法19条を侵害することになり、認められない、という判決でした。

以降、全国の自治組織にこの認識が一定程度は定着してきていると思われませんが、当村でも各連絡班が工夫しながら対応していただいております。私の所属する地域のことを参考までに申し上げますが、毎年、年度初め、大体4月の頭から4月の半ばくらいの間に、各種拠出金の拠出の趣旨、要点ですね、こういうことで集めますよという趣旨と目安の金額が明記された資料を各家に配ります。それぞれの世帯が拠出対応の判断、これは応じる、これは応じない、そういった判断と募金の額についても、任意性があるものですから、幾らで受託しますというそれを記入した回答書をすべての世帯に出していただいて、各世帯の意向に沿った会計処理を行う。こんな方式に10年ちょっと前から切り替えて採用しております。各連絡班のやり方、自治は尊重することは原則ですが、強制的な要素だけは慎む指導を願いたいと思います。

先ほど、少し寄附のあれには書いてあるという内容もあったみたいですが、いま一度、村の中で強制的で嫌だという意見もあるものですから、寄附、募金、その際にはいま一度この辺を丁寧に周知する必要があるかと思いますが、一応、所見だけお伺いします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 先ほどの答弁の中で募金、会費については任意性をしっかりとという話がありました。当然、そういうことだと思います。今、大月議員が言われたように、本当にそういった形で個人個人の意思を把握した中で支払いがされているというのが一番理想かと思うのですね。

自分のところの連絡班のことを言ってしまうと、やはり総会で、皆さんがいる中でそういったこと、「もう会費でいいですね」なんて話になってしまうと、中には「本当は反対だけれども」という方がいた場合には、なかなか言いづらい状況になるかと思えます。今のそういったやり方、どうしても連絡班によってやり方が違うものですから、いろいろ言うことはできないのですが、今の議員の連絡班のやり方、非常にい

いのかなと感じております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） よろしく申し上げます。時間の関係で、地域助成の件、先ほどいろいろ細かい内容をお聞きしました。やはり募金だ寄附だ、昔からやっているからいつもどおりでいいかという考えで応じてくれる人はいいのですが、本当にちゃんとまともに使われているのかなんて不信感を持っている方もいないとは限りませんので、地域助成でこんなふうに戻元するというのはやはり丁寧に、寄附、募金をお願いするたびにもう少し分かりやすく周知する必要性を感じますので、改めましてその件だけ申し上げておきます。

次に、緑の募金の件に入らせていただきます。各拠出金それぞれに点検しながら見直しを図る内容がありましたら、積極的に検討をして対応願いたいと思うのですが、森林環境税、来年、再来年からですか、市町村が窓口となって徴収する国税という扱いになるかと思われまます。環境問題に関する意識というのは高揚しておりますので、森林整備への重要性の認識は幅広く浸透しておりますが、こういう言い方をあまりしてはいけないのかもしれないですが、森林環境税を納税の上で、さらに緑の募金の要請に対する対応をせがまれることについては若干気になるところです。募金はいくまでも自発的な協力という位置づけではありますので、正統ではないと思われまます、緑の募金の趣旨というのは内容的に見ても村民の総意である。そんなことで決議ができれば、村費対応、森林環境税が始まる再来年からは森林環境税についてはそれぞれの皆さんにあれしていただいて、緑の募金については村費対応、全く間違いではないのかなと思うのですが、いま一度、所見をお聞かせいただけますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 緑の募金ですが、これは森林環境税の導入に伴って、県でも議論があった、賛否両論だったという話も聞いております。当面は続けるという結論になったということのようであります。

どういう扱いというか、どういう立場を市町村では取るべきかというのも、集めていないところもあるというのも実情であります。そんなこともありますので、もう一度、村はどう考えるべきかというのは再検討というか、もう一度確認しておかなければいけないと思います。

今までどおり、またお願いするということになれば、これもしっかりいろいろな機会に説明して、村民の皆さんに協力を、こういう理由でぜひ協力をお願いしますとい

うことも発信していきたいと思います。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） いろいろな募金、寄附金、個々にというと、そんな時間もなくなりまして、清水寺保存会費、今ちょっと中止になっていますが花火の寄附、この辺の意向もお聞きしたかったのですが、これはまた何かの機会にずらします。時間もあれですから、最後のまとめに入りますので、後ほど所見をいただければそれをお聞きして終わりにします。

今回の質問事項の総括的なまとめに入ろうと思うのですが、正直、多くの皆さんから同意を得られるような着地点がなかなか見えてこないのが実情であります。その原因は、現状の時代背景にしてはいけないと思いますが、平成に入って間もなく経済バブルがはじけて、それ以来、日本経済は残念ですがずっと低迷し続けている現実がございます。10年先や5年先どころか1年先の希望や目標の設定もしづらい、そんな時代かなと思います。必然的に、自分の生活を大事にしようとする内向き志向が大勢を占める時代だと、数多くの専門家の皆さんが分析しております。昭和の時代から延々と引き継がれてまいりました各種募金や寄附金については、その意義については理解しつつも、世相に合わせた新たな取組が求められているとも言えそうです。他市町村との足並みという課題もございますが、いろいろな可能性を追求し議論の推進を、区長会を通じて、あるいはもっと村民を巻き込んだ議論の展開をお願いしたいと思います。最後に、その辺を含めて、所見をお伺いして終わりにします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 戦後一貫してこういうシステムで行われてきている募金であったり寄附金であります。日本も豊かな国になって、福祉国家というところを目指しているという流れからいえば、強制に近いような会費というような形で徴収されているいろいろな募金や寄附を今までどおり続けるのもなかなか矛盾しているのが現状だと思えます。

これから任意性というのですか、そこの担保もしていかなければいけないと思えますし、どういう方法がいいか、非常に頭の痛い問題ではありますが、今までとは違う、少しでも、先ほどと重なりますが、一歩でも半歩でも進める施策をしてみたいと考えておりますので、またご協力をお願いいたします。以上でございます。

○8番（大月民夫君） ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） よろしいですか。

以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午後 1 時まで休憩。

(午後 0 時 0 0 分)

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1 時 0 0 分)

◇ 福 澤 倫 治 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位 6 番、福澤倫治議員の質問を行います。

福澤倫治議員、質問事項 1 「山形村自立宣言のその後と、村長の考えについて」を質問してください。

福澤倫治議員。

(6 番 福澤倫治君 登壇)

○6 番（福澤倫治君） 議席番号 6 番、福澤倫治でございます。今回、私は村長に対し、2 つの項目についてお伺いをしたいと思います。

まず 1 番として、「山形村自立宣言のその後と、村長の考えについて」を伺います。山形村は自立宣言してはや 20 年が経とうとしております。その間に、旧波田町が松本市に合併しました。当時の村長が自立宣言を出した 20 年前と、現在の状況を本庄村長としてどう総括しますか。また、本庄村長は、これからも山形村一村として行政を行っていけるとお思いですか。難しいとお思いでしたら、一行政を行うにはどのような改革・改善が必要と考えますか。お聞きします。

第 1 回目の質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 福澤倫治議員のご質問にお答えいたします。「山形村自立宣言のその後と、村長の考えについて」というご質問であります。

「当村の村長が自立宣言を出した 20 年前と、現在の状況を村長としてどう総括しますか。また、これからも山形村一村として行政を行っていけるとお思いですか。難

しいとすれば、どのような改革・改善が必要か」ということでありますが、まず、自立宣言から20年が経過しようとしておりますが、どう感じているかというご質問であります。

当時、平成の合併の嵐が吹く中で、小さな町村では合併するも地獄、しないも地獄との危機感と、国・県の合併の推進方法に対しては飴と鞭の使い方への不安など、自立か合併かに揺れていた時代であります。

当村では、行政懇談会などでの意見徴収や議会主催で31会場での地区懇談会の開催などを行い、民意を集約いたし、村長・議会ともに自立の道を選択いたしました。当時の新聞には、自立の宣言に伴い議会では「1人でも多くの村民の声を出してもらえたい」との思いから委員会・審議会・協議会への委員委嘱を受けないとの方針を決めたと記事にもございます。

村民の皆さんは、行政サービスが低下しなければ村民の声が届きやすい自立の村の存続を宣言したと思います。合併か自立かの問題は当然賛否両論あったことも事実であり、記憶に残すことも大切だと思います。村長としましては、多くの村民の方に自立でよかったと思っただけの村政運営をすることが必要だと考えております。

山形村がこれからも自立可能かどうかのご質問であります。全国すべての市町村がこれから加速化する人口減少の時代を迎えております。これから5年、10年では現状と大きくは変わらないと思いますが、20年、30年先の未来予想となれば、国全体の状況が激変していることも考えられます。

20年前、自立を宣伝した当時、自立の道を歩むには行政のスリム化など行財政の改革を行う必要があると当時の理事者の認識が広報に記されております。行政の運営に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるため、不断の努力がこれからも必要だと考えております。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 今、村長に答弁していただきましたが、2回目の質問をさせていただきます。

私としても、当時、村長が自立宣言したときに、この議場に職員としておりました。その前に、合併した村の状況を調べるように、時の村長から指示を出されまして、昭和の大合併をした村の支所を訪ねて、聞き取り調査を若干させていただきました。

当時、昭和の大合併というと近隣の村では結構あったわけですが、職員が正直いって合併した後のお生まれになった職員であり、あまり参考にはなりません。そ

ういう形で村長には報告したわけですが、しかし私としては、当時の松本市の選出の議員の先生から、「福ちゃん、合併しないほうがいいよ」と言われたことがいまだかつて頭の中に鮮明に残っています。

確かに、当時の村長と、私も管理職という立場で話をしたわけですが、合併するのも地獄、合併しないのも地獄というニュアンスの言葉を聞いた覚えもございます。そして、当時私としては、従来の山形村の人たちがおおよそ6割ぐらいで、新しく山形村に入った人たちがおおよそ4割ちょっとぐらいの世帯割合でしたので、正直申し上げて合併に行く方向の方が強くなるという認識があったわけです。というのは、新しい方たちはやはり松本市という考え方があるかなと思いながら住民の方には聞いて若干歩いたわけですが、逆でした。新しい人たちは、山形村があえて好きで引っ越したのだから、松本市から来たのだから、山形村であってほしいというのが大多数の方の意見でございました。私としては、小さくても住民の方に、かゆいところに手が届くという行政であれば、合併せずに山形村でい続けていただきたいと願う1人です。

もう一度、お伺いします。村長、合併というものをどう考えていますか。今の段階で、もう一度、鮮明にお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のということでもありますので。今のこの状態ですと、やはり合併するには当然相手がある話なものですから、相手も今のところそういう動きがないのが現状でありますし、国、県の様子を見ていても、もう一度合併の特例の交付金を出すような考えはないというのが今の国の様子でありますので、今の状態ですと、なかなか合併をするという発想というのですか、議論にならないというに変なのですが、相手もない、餡も出ない、という状態が現状だと思います。

ただし、これは今の話であって、これから状況が変わってくると、かなりまた苦しい場合も当然予測されます。そのときはやはり自立することを目標とか理想に、何ができるかということをもっと最初に考えると。これは理事者の考える基本だと思います。その上で、どうしても駄目だということに仮になるとすれば、それはまた第2、第3の選択肢が当然出てくるわけですが、今の場合は、山形村に誇りを持って行政運営を、村民の皆さんに喜んでいただける村政運営をしていくことを最優先で考えていきたいと思ひます。以上です。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 確かに村長が言われたとおり、合併は1人だけで合併するわけにいかない。それは合併と言わないですから、相手がなければいけないことは事実です。ただ、やはり住民のサービスが滞ったときには考えなければいけない時代も来ると思うのですが、村長の施政方針にもあったと思うのですが、行財政の改革というのがやはり一番必要ではないかと。それは職員も痛みを分かち合いながらやっていかなければいけないという形だと思います。

その辺は十分承知の上でお答えしていただいていると思いますが、ぜひ小さくても考えて、また住民の皆さんに、先ほど申し上げたかゆいところというのは、本当にきめ細かな行政を行っていただくことをお願いして、私としても自立していくものを担う1人として、ぜひそれをお願いしてこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 1番の質問は終了でよろしいですか。

○6番（福澤倫治君） はい。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。次に、質問事項2「山形村一般会計の基金の状況及び目的について」を質問してください。

福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 2番目の質問をさせていただきます。「山形村の一般会計の基金の状況及び目的について」お聞きします。

村の一般会計の基金は、積立基金と定額運用基金の2つに分類されています。積立基金は、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金があり、当村では令和3年度末現在で26億2,971万円となっております。定額運用基金につきましては7,895万7,000円でした。

そこで質問いたします。最初に、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金とは、どのような目的で基金を積み立て、また、どのようなときに基金を取り崩すのか教えてください。

2番として、定額運用基金はどのような目的で基金を積み立て、また、どのようなときに基金を取り崩すかを教えてください。

3番目として、基金全体で行きますと、28億円までは行かないのですが、27億円ぐらいになるかと思いますが、基金全体で村長として今の行政を運営していくのに十分な数字ではないと思うのですが、十分な基金とお思いでありますか。

第1回目の質問といたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目であります「山形村一般会計の基金の状況及び目的についてお聞きします」という質問であります。

最初の質問であります「財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金は、どのような目的で基金を積み立てて、また、どのようなときに基金を取り崩すのか」ということですが、基金ごとに積立て、取崩しの目的が異なりますので、基金条例によって説明を申し上げます。

まず、財政調整基金についてですが、年度間における財政調整を目的とした基金であるため、経済の著しい変動や災害などの不測の事態に備え、積立て、取崩しを行っております。

次に、減債基金についてですが、村債の償還に充てることを目的とした基金であるため、村債償還の財源として、積立て、取崩しを行っております。

次に、特定目的基金ですが、村には公共施設整備基金、地域福祉基金、ふるさと応援基金の3つの基金があります。まず、公共施設整備基金についてですが、公共施設等の整備または維持に要する経費に充てることを目的とした基金であるため、その目的に沿って公共施設等の整備または維持に要する費用に充てるため、積立て、取崩しを行っております。次に地域福祉基金ですが、村の福祉増進を図る事業に充てることを目的とした基金であるため、その目的に沿って福祉の増進を図る事業に充てるため、積立て、取崩しを行っております。次にふるさと応援基金ですが、ふるさと応援寄附金を活用するため、積立てを行っており、取崩しについては寄附者の意向に沿った子育て支援や教育振興など、条例で定める6つの事業に充てるため取崩しを行っております。

2番目のご質問の「定額運用基金はどのような目的で基金を積み立て、またどのようなときに取り崩すか」ということではありますが、村では定額運用基金として土地開発基金があります。土地開発基金は公共もしくは公共用の土地を取得するための基金であるため、その目的に沿って公共もしくは公共用の土地を取得するため、積立て、取崩しを行っております。

3番目のご質問の「基金全体で、村長として行政を運営していくのに十分な基金とお思いですか」ということではありますが、財政調整基金については一般的に標準財政

規模の10から20%が適当だと言われておりますが、当村の3年度の決算で見ますと31%であります。

県の資料で近隣の町村と比較いたしますと、令和2年度の一般会計の決算状況では、当村では基金総額で24億6,000万円、朝日村は23億7,000万円、筑北村は41億6,000万円であります。うち財政調整基金は、山形村は9億6,000万円、朝日村は15億9,000万円、筑北村は31億3,000万円でありました。また、類似団体であります松川村の基金の総額は35億3,000万円、うち財政基金は3億6,000万円であります。

基金は、各家計に例えれば預金にあたりますが、現在の基金残高は今後、老朽化が進む公共施設の改修や維持管理などを想定しますと、余裕があるとは言えない現状であります。また、他の町村との比較では、それぞれの町村の行政需要に違いもありますが、他の町村の財政状況にも関心を持って注意してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 細かい説明ありがとうございました。正直言って、財政調整基金については、山形は少ないなという気もしましたが、それではなくて、2回目の質問をさせていただきます。

今回、特に財政調整基金についてお伺いいたします。時事用語辞典では財政調整積立金ともいうようではありますが、昔は、昭和あるいは平成半ば頃までは、先ほど村長が言った標準財政規模の10%から20%ぐらいが妥当だとされておりました。それ以上になれば県から住民サービスができていないかのように言われて、非常にペナルティ的な言葉も、1つには交付税カットというような言葉を言われた記憶もあります。

これは確かに、財政調整基金というのは10%、20%というのは大きな数字ではないのですが、個人と違って公共というのはやはり貯金だけがいいというものではないから、そういう10%から20%が妥当だという数字になっているかと思えます。

確かに山形の場合は、村の3年度の標準財政規模は29億26万円ぐらいだと思います。10%だと2億9,000万円、20%だと5億8,000万円。というと、9億近い、8億9,962万3,000円というのは、先ほど村長が言っていた31%という数字になるわけですが、この数字が大きいとか小さいということは、先ほど村長が言った十分か十分でないかというのは、私としてはもっとあってもいいような気がします。ただ、ちょっと心配になったのは、これから大型事業の公共のものというのを考えるからという言い方をしたのですが、それはまた後ほど質問の中に入っていますので聞かせて

いただきたいと思います。まず1点目として、この基金から生じる収益、果実は、すべてを積立基金に繰り入れなければならないとなっておりますが、この点はどうですか。山形村の財政調整基金条例第4条に運用益金の処理というのがございます。地財法からいきますと、第4条の3の2項にも書いてございます。だから、今、財政調整基金のことだけ言っておりますが、ほかの基金もそうなのですが、果実は必ずその基金に歳入歳出でもって、一般会計で必ず繰り入れなければいけないという法的な根拠あるいは条例の根拠は今、申し上げたとおりでございます。それが1点目。

2点目として、積立金は次のような特別の場合に限り、処分することができるかとされています。これは地方財政法の4条の4の積立金の処分に法的に書かれているものですが、5項目あります。1として、「経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき」。これが1点目。2点目として、「災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき」、これが2点目。3点目として、「緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき」、これが3点目。4点目として、「長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき」、これが4点目。それから、先ほども償還の減債基金もありましたが、5番目として「償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき」。

この5つのことが地財法の4条の4の積立金の処分に書いてあります。地財法4条には、この5項目の場合は積立金を処分してもよいとされておりますが、令和3年度、財政調整基金の処分方法は適切とお考えか、お聞きいたします。1点目、2点目についてお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 兎玉財政係長。

○財政係長（兎玉佳子君） 福澤議員のまず1点目の質問の運用益の処理についてという事で、今回、監査委員さんからもご指摘があったとおりで、入ってきている運用益をすべて積立てができていなかったという現状があります。基金条例にのっとって処理ができていなかったという現状はありますが、今後、入ってきた運用益すべて積み立てるように法制等で処理をしていきたいと考えております。

2点目の令和3年度の処分理由、1億円の処分、公共施設整備基金に盛り替えているという処理についてですが、理由としましてはこの処分理由の4、「長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき」という、財

産の取得等の「等」を広義に、広く意味を取りまして、公共施設整備基金に盛り替えて、公共施設の整備等に充てたいということで処分をしているものであります。以上です。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 今、財政担当から言われたのですが、果実を摘まなかったということは、法令違反をしているという意味で捉えていいのですか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） そういったご指摘でございますが、先ほど児玉係長も申し上げたとおり、今後の補正で適切な対応を取っていきたいという形をお願いしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 確かに地財法だとか、あるいは山形村の条例の中に載っているとおり基金運用を必ずしていかなければならないというのは、これは指摘されたから出るというものではなくて、法規を守る公務員として認識不足ではなかったかと私は感じております。そのことについてはとやかく言いませんが。

それと2点目の拡大解釈の中で、財源の取得のための経費の財源に充てるということで、1億円を特定目的基金の方に積んだという理解ですか。

○議長（百瀬 章君） 児玉財政係長。

○財政係長（児玉佳子君） そうですね。この処分理由の（4）の解釈を広く取りまして、公共施設整備基金の方に盛り替えているという状況です。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 財政調整基金においても、一般財源でそういう事業をやるときについては、取り崩してもいいのですよね。あえて特定の目的に積む必要があったかということが、何となく裏があるような気がしてしょうがないのですが。その辺は財政ではなくて村長にお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の、その前の質問であります。条例また法令違反があったかどうかについては、当然でありますけれども、コンプライアンスの一番大事なことであります。法令違反があったという認識はしております。それについては今後そういったことがないように、これからこういったことを反省材料として村政に当たってまいりたいと思います。

それと、2番目の今の質問の目的基金の公共財産の整備の基金に財調を取り崩したものを充てたというところでありますが、私もそのところの拡大解釈が果たして適正かどうか、十分認識していないところもございますので、またいろいろなところを調べたり、関係機関に問い合わせをして、どういう方法がよかったか、またその辺についても検証したいと思いますので、お願いします。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 財政調整基金を取り崩して、恐らく特定目的基金に行くということは、必ずしも白ではない黒でもないというような、荒っぽいところもあると思うのですが、やはり財政調整基金は、例えば大型事業をやる場合については財政調整基金を取り崩してもいいよという、ちゃんとした地財法の中にも謳っているし、そういうこともあるので、あえてそういうことをやらなくても、10億円になったから、ちょっと多すぎたから持って行こうという考え方ではなくて、地財法に基づいた、何でもありきではなくて、やはりそこにあるものだから、例えばの話、何か建設したい場合については公共施設のやつを取り崩したり、あるいは財調も取り崩したりしてもいいと思うのですよ。それはそれで。

だけど、何となく財政調整基金からこの特定目的基金に持ってくるというのは、ちょっと拡大解釈として難しい問題に絡むのではないかなと。昔、ある村で、特定目的基金を一般財源化したということも聞いておりますが、何でもありきの行政というのは非常によくないのではないかと。やはり法的に認められたもの、それを解釈すれば拡大に解釈できるというのではなくて、かみ砕いた中できちんとやったほうがいいのではないかとということをお願いしたいと思います。

ですから、法的な根拠というのはあくまでも公務員として守らなければいけない。条例にきちんと載っているものについても、やはり果実を摘みなさいということで、これは財調ばかりではなくてほかの公共施設ですか、公共施設のやつにも果実は必ず予算化して摘めという形になっておりますので、その辺は条例の違反のないように、また条例ばかりではなく地方財政法の中にも違反のないようにしていただきたいとお願いしたいと思います。

3回目の質問として、これは村長、答弁はあったらお願いしたいと思います。法令によって基金を処分して適切に行っていただきたいことを最後にお願いして、この質問は終わりにさせていただきますが、村長、一言ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 目的基金のところでありますので、その目的を、特に山形の場合、特定した公共施設の建設に向けてというよりも全体を1本でやっておりますので、そういったところもその都度というのですか、やはり庁内で確認をして、将来どういったものが考えられる、想定されるということも日頃からそういった意識の、目的の統一というのですか、そんなことも図りながら、基金の運用についてはこれからもご指摘の内容に沿った、法令順守であり適正な基金運用に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） ありがとうございます。議会としても、私としても反省しなければいけない部分が多々あるかと思えます。確かに財政調整基金を取り崩すときに、そういう問題を提起しなければいけなかったと思いますが、今回、あえて質問させていただいたのは、今後そういう条例、法令を守りながら、基金の運用をやっていたきたいことをお願いして、これでおしまいいたします。ありがとうございます。

○議長（百瀬 章君） 以上でよろしいですか。

○6番（福澤倫治君） はい。

○議長（百瀬 章君） 以上で、福澤倫治議員の質問は終了しました。

ここで暫時、休憩します。この時計で1時40分まで休憩。

（午後 1時34分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時39分）

◇ 春 日 仁 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位7番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「新たな自主防災組織の構築を早急に」について質問してください。

春日仁議員。

（7番 春日 仁君 登壇）

○7番（春日 仁君） 議席番号7番、春日仁です。質問をさせていただきます。「新たな自主防災組織の構築を早急に」。

近年は、異常気象の影響で線状降水帯などの発生により、全国各地で災害が発生しています。そして、この異常気象が常態化してきていると感じています。幸い山形村では大きな災害は発生していませんが、水害、地震などの災害に対しては万全の対策が必要です。特に現状の自主防災組織については、早急に取り組む必要があると考えます。

そこで質問をさせていただきます。質問①、現在村の自主防災組織は、連絡班を基に構成されています。しかしながら、4割近い世帯が未加入であり、中には全世界帯が脱退した連絡班もあります。この状況では4割の世帯は取り残され、有事の際の安否確認、情報伝達などに支障を来してしまいます。

そこで、すべての世帯が加入する新たな自主防災組織の構築が必要だと考えます。例えば、地図上で50世帯ぐらゐをグループ分けするなどして、防災のみに特化した組織の構築、また支え合いマップの作成など、災害に強い村づくりをしてみてもどうかと考えますが、村長の所見を伺います。

質問②、現在、連絡班未加入世帯については、村の防災訓練に参加されていないと思います。災害時の安否確認など、防災に関して連絡班未加入世帯への対応・対策はどのようにお考えかお聞きします。

以上、通告させていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 春日仁議員のご質問にお答えいたします。「新たに自主防災組織の構築を早急に」についてのご質問であります。

最初のご質問の「地図上で50世帯ぐらゐをグループ分けするなどして、防災のみに特化した組織の構築、支え合いマップの作成など災害に強い村づくりをしてみてもどうか」ということではありますが、現在、連絡班に入っていない世帯が941世帯、割合で32%になっております。今年度の総合防災訓練において、連絡班外の方の安否確認についてですが、村全体で108世帯確認ができていますが、連絡班外の世帯のおよそ88%については確認が取れない状況でありました。

あくまで現時点での構想ではありますが、自主防災会自体の数はそのままとして、

1 防災会の中で50から100ぐらいの世帯を1グループとした組織にしていくことも1つの考え方だと思います。グループを分けるところに関しては、議員のご指摘の、地図上の道路で区切る方法もありますが、今の連絡班の区域図を使用し、3から4の連絡班を1グループにすることも1つの案だと考えております。

組織づくりにあたっては、各区の区長さんはもちろん、地域へ出向き説明をし、ご理解をいただくことが大切だと思います。それと同時に、災害時住民支え合いマップについても、併せて進めてまいりたいと考えております。

近年、毎年のように各地で発生している災害に備えるべく、新しい組織づくりについてはスピード感を持って実施してまいりたいと思います。ご理解をお願いしたいと思います。

2番目のご質問は「災害時の安否確認など、防災に関して連絡班未加入世帯への対応・対策はどのようにお考えか」ということですが、1つ目の質問でも答弁いたしました。連絡班未加入世帯には、世帯ごと通知を出して訓練に参加していただくよう依頼をしております。

新しい取組を早期に実施し、未加入世帯の方におかれましても、有事の際には新しい組織に参加していただき、ご協力をいただくよう周知をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 引き続き質問をさせていただきます。答弁の中で、前向きにかなりいい答弁をいただいたと思います。この自主防災の組織をどうつくっていくかということ、私はなぜ地図上にしたかということですが、今現在ある連絡班を基にするということは、今まで連絡班に入っていた方で抜けた方ですとか入っていない方、また、ではこの連絡班でのくくりなのだねということは、これはあくまで防災のみに特化していますよといくら説明しても、自分が抜けた連絡班とまた同じくくりでという、なんとなく情動的にどうなのかなと。また、「そんな防災組織は要らないよ」ということになってはいけないものですから。

あくまでこれは防災に特化したものということです。地図上で、今ある連絡班はもう考えないでやってみてはということで、私、今回質問させていただきました。その辺どう思われますか。お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） それぞれの地区ごとでいろいろな事情があつてのことでありま

すので、一律にこの方法がどうだというのはなかなか決められないというか、一律でやる方法がいいかどうかという議論もあると思います。それぞれの自主防災会の中で、この地区はこういう方法、この地区はこの方法ということも考えられることだと思います。

あくまで自主という言葉が最初に出る防災会でありますので、あくまでそれぞれの地域でそれぞれの事情を勘案しながら、自分たちでその地域の皆さんが作り上げていくと。村はそれに対してできる支援をするという立場で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 私も自主防災とは何ぞやということで調べました。やはり地域が自主的に行動する組織をつくっていくということが前提であるということはネットにもよく書かれていますし、調べるとどうもそういうことであります。しかし、今の山形村の現状を考えますと、最初のとっかかりの部分に関しては、やはり行政の力というのは本当に必要だと思います。

今現在、防災会ですと区長さんが長になっていると思いますが、これも私はどうかと思う点でありまして、区長さんが兼任すると、やはり区長さんの業務も増えますし、これは区長指名なのか村からの委嘱になるのかというのは難しいところではありますが、6つの区というのは何も壊す必要はないと思います。今までどおり。中身をどう変えていくかということで、自主防災に関する長、各区の長というのは区長さんではなくて、そのみに活動していただくような方というのを選任したほうが、この会としてはその後自主的にいろいろなことをやっていく中でもいいのではないかなと思うのですが、その辺はどう思われますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 自主防災会についての責任者になるわけですが、その方は区長さんをお願いしているのが実態であります。区長さんはほとんどの場合は1期2年で代わられていくのが現状でもあります。自主防災会ということで十分機能していくことを考えれば、自主防災会の責任者もある程度経験を積んだ方で、1期2年とした場合、1期ではなく2期、3期やっていただくことが理想ではあると思いますし、また、このことについての協議と申しますか意見交換も、区長会の中でも今までこのことについて協議した経過もございますので、どういう方法がいいか、いろいろな選択肢の中から一番いい方法を皆さんとともに、皆さんと話をする中で選択していきたいと思

います。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） これは今の時代ですと、「誰も取り残さない」というのが一番ということもないですけど、よく聞かれる言葉であります。今現在、山形村ですと32%の方が取り残されてしまうことになってしまいます。つい先日の防災訓練では、未加入世帯941世帯に通知を出して、108世帯の方が各区の本部に、安否確認の書類なのですかね、その辺の内容を教えてくださいませんか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 手元に用式がないものですから、申し訳ないですが、細かいことを申し上げられないところであります。先日の防災訓練のときに様式をお渡しして、実際使用していただいたところであります。

先ほどの組織の関係であるのですが、村長も申し上げたとおり、できれば同じ方に長年やっていただければということ。なかなかそれが簡単な話ではないと思うのです。ただ、そういった組織を運営していく中で、どうしても2年間というところではなかなかうまく組織がいいものになっていかないという係の方のイメージがあります。ですので、そういうところは、できれば本当は区長さんではなく、先ほどお話がありましたように、精通者だとか三役OBだとか、そういう方をお願いできればなということに係の方では考えているところであります。

ですので、いずれにしても、村主導で動いていかなければいけないところではあるのですが、議員の皆様にもぜひその際はいろいろ進言いただきたいのと、ご協力いただきたいというお願いもでございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 分かりました。実際、未加入世帯に941通出して、108の方は訓練に参加はされたということですが、やはりこれは100%、もちろん100%という数字はかなり厳しいと思います。現状、連絡班自体もなかなか再構築できない状況でありますので、防災会をつくりました。ただ、中身は名簿を作成したり、支え合いマップというものを、例えばこれは年に1回ぐらい書き替えていくのでしょうか。と思いますが、そのみの組織なのです。ただし、有事の際にはしっかり機能させますよということで、全世帯の方にしっかり説明していけば、この941世帯の方もある程度納得して自主防災会というものには参加していただけるのではないかなという思いはあります。

ただ、ここでこの方たちにどうこの会に入ってもらおうか。また、入ってきていただいたら長く中にいていただくかということですが、やはり役ですね。連絡班で失敗した部分というのはある程度見えていると思います。この防災会の中でも、役というのが頻繁にまた回ってくるようだと、この防災会に入っている世帯の方でもやはりまた嫌になってしまう場合もあります。ですので、ここら辺の配慮はしっかり必要だと思いますし、先ほど来言っております防災会の長になる方というのは、2年任期というのは本当に短いと思いますし、5年、10年というスパンで考えてもいいのではないかと思います。

やはりこの自主防災会というのは、では消火班だ何だという役も今いろいろありますが、情報伝達ですとか。こういったものをある程度省いていく形でないと、今ある連絡班の反省、また同じになってはいけないと思います。その辺、どう思われますか。お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 自主防災組織に対する意識というのが、まず若い世代で家族が構成されている方と高齢者世帯、やはり温度差があると思うのです。ですので、今も会自体はあるところではあるのですが、これからそういった連絡班外の皆さんにも入っていただくということであれば、その部分からしっかり説明していかなければいけないかなと。

自主防災組織を設けるにあたっての必要性とか重要性をまずは訴えなければいけないのかな。それを理解していただいた段階で入っていただくのが理想。でないと、やはり若い方と高齢の方というのは、「若い方だったら何をやっても自分で逃げられるからいいわい」なんていう話にもなりかねないですから、どうしてもそういった意識の差があると思いますので、その部分をまずは埋めていかなければいけないかなと感じています。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） やはり説明するにもかなりの労力がかかるとは思いますが、とっかかりの部分はしっかり、行政に入っていて進めていただければと思います。防災というものの、現状で連絡班に入っていない方がいる中での今やっている防災というものに関して、危機感というものもお持ちということによろしいですか。お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 赤羽副村長。

- 副村長（赤羽孝之君） 危機感ということですかね。もう一度、すみませんが。
- 7番（春日 仁君） 唐突な質問で申し訳ないです。連絡班未加入世帯の人たちがいる中で、それでも防災組織というものが動いているわけですが、これに対しての危機感というのはかなり持っていていただいているのかというところでお聞きしたかったものですから。
- 議長（百瀬 章君） 赤羽副村長。
- 副村長（赤羽孝之君） 未加入の世帯の人たちにつきましては、あまり危機感というものはないのかなと捉えております。危機感を出していくには、やはり村の方から、連絡班、区というものを使うということではないですので、あくまでも自主防災会として立ち上げていかなければいけないと捉えています。ですので、その辺、今ある区、連絡班がベースにはなると思うのですが、その中でやはり話し合いをしながら、連絡班に加入ということではなく、あくまでも自主防災会に入っただくという取組をしていかなければいけないのかなと感じているところでございます。
- 議長（百瀬 章君） 春日仁議員。
- 7番（春日 仁君） すみません。分かりづらい質問だったと思います。未加入世帯を置き去りという言い方も変ですが、そういった状態で今、防災訓練なり何なりが行われていることに対して、村が危機感を感じて、この先、これはしっかりしていかなければいけないなど、防災組織をしっかり作り直さなければいけないぞという危機感を持っていただいていますかという質問だったのですが。どうですか、すみません。
- 議長（百瀬 章君） 赤羽副村長。
- 副村長（赤羽孝之君） その辺につきましては、やはり村としてもしっかり考えていかなければいけないのかなと捉えております。
- 議長（百瀬 章君） 春日仁議員。
- 7番（春日 仁君） すみません。どうしてもこの自主防災会に関しては、しっかり前に進んでいただきたいものですから、変な質問になってしまいました。
- この自主防災組織の中で難しいなと思う点は、例えばアパートの住民の方ですとか、外国の研修生の方も多数おられます。そういった方はアパートなりに住んでいるわけですが、そこに対して何かアプローチというのは、特別に何かお考えのことがありましたらお答えいただきたいと思います。
- 議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。
- 総務課長（篠原雅彦君） 今回の防災訓練におきましても、当然そういう方はたくさ

んいらっしやる話なものですから、訓練用のシートについては配布をして、中には来ていただいた方もいると聞いております。

ですので、言葉の問題も出てくると思うのですね。そういったことの中でいろいろたくさん課題は出てきてしまうのですが、その部分についても今後しっかり考えていかなければいけないところではあります。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） では、例えば外国の研修の方に対して、自国語で何か防災に関する説明ですとかというのを、例えば大家さんに預けておくとか、不動産屋さんに預けておくとか、研修先の会社等にとすることもできると思うのですが、そういったことはどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） その部分についても、今後しっかり考えていきたいと思っています。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） この自主防災組織を、ではこれからしっかりつくっていこうとなった場合、では来年の4月からできますという簡単な問題でもないと思います。しっかりとした自主防災組織ができるまでに、では、この未加入世帯の方にはどう防災に取り組んでいただくかということで、例えば安否確認に使えるような携帯のアプリですね。私も何が使えるのかというのはよく分からない部分でもあるのですが、例えば小中学校で使っているオクレンジャーのようなものと、返信する機能もついています。恐らく安否確認にも使えるようなアプリだと思いますが、そういうアプリ等の研究はされているのかどうかお聞きします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） まだその部分については研究等していないという状況です。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 私、冒頭、異常気象の常態化ということで、もう「異常」という言葉が使えなくなるのではないかなと。私、気象庁の人間ではないので、言い切れないのですが。感覚的にもう「異常」という言葉がなくなって、これがもう通常気象ということで、たまたま山形村には線状降水帯がなかったよというだけのことなのかなという感じがしますし、この先もいつ水害といいますか豪雨というのはどこで起こ

るか分からないという状況であると思います。

その間にも、やはり連絡班未加入の方に対しては何かしらの方法を考えていかなければいけないのかなと思いますので、その辺のアプリといったものの研究をぜひしていただきたいと思います。

最後に、全体を通して村長からまたご意見をいただきたいと思うのですが、山形村はここ何年か大きな水害ですとか災害は記憶にない村であります。この災害が少ない村に、さらに自主防災組織もしっかりしたものがあり、防災意識が高い村がプラスされるのは、村の強みになるのではないかなと思います。安心・安全な村だよということはイコール人口減少問題の移住促進にもつながり、安心してこの村を選んでいただけるかなり大きな材料になると思われま。

ということで、やはり今後の防災に関しての取組はなるべく早く、スピード感を持って対応していかなければいけないのかなと思いますが、全体を通して村長のご意見をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） まず、災害の今までの近年の歴史でも、大きな自然災害がなかったというのが山形村でありますし、いろいろデータなどを見ても、この山形村から朝日村にかけてのところは地震の原因になる大きな断層もないようですし、非常に水害の起こる可能性も、大きな土石流も含めてであります。あまりそういった可能性は少ないという数字になっているようであります。

そういうこともありますので、今これだけいろいろ自然災害が発生する時代でありますので、非常に災害には強いといえますか、災害の起こりにくい村ですというのは、山形村に住んでいただける重要な魅力の1つになると考えております。なかなか災害のことなものですから、あまりキャッチコピーのように謳うのもどうかというのはあるものですから、どういう売り方があるか、工夫も要るとは思いますが、災害の少ない村というのは大きな利点でもあると思います。

それと、防災の関係ですが、これだけ多様化の時代と言われておりますので、自主防災会はこれ一本でもうすべてカバーできます、災害には対応できますとはなかなかならないのが実情であります。いろいろな仕組みをつくって、それでも救えないところをどうするか、救えないところの対応も考えなければいけないと。これがなかなか、そういったことを考えるのが行政の仕事かなと思っておりますので、必ず物事には例外が当然あるわけありますので、この方法ですべてカバーというのは難しいと思いま

すが、地域の皆さんと、特に自主ということですので、自主的にこれはこれからの重要な地域の課題だという、その認識を持っていただくことをまず始めなければならないと思っております。

答えになったかどうかあれですけども、防災関係については行政の重要事項の1つでありますので、これからも最も大事な村の仕事と位置づけて、できることからとにかく始めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 私からの質問は終わります。

○議長（百瀬 章君） 以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

本日の一般質問の日程はすべて終了しました。

ここで休憩します。この時計で2時20分まで休憩します。休憩。

（午後 2時10分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時20分）

○議長（百瀬 章君） 日程第3、「議案書等の訂正について」を議題とします。

内容の説明を求めます。

赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 「議案書等の訂正について」でございます。令和4年9月6日に提出しました認定第1号「令和3年度山形村一般会計歳入歳出決算認定」について訂正をお願いしたく、その理由をご説明いたします。

この認定につきましては、先日、提案をした後に、決算書の225ページ、実質収支に関する調書の4、翌年度へ繰り越すべき財源の（2）繰越明許費繰越額の数値に誤りがありましたので、議案の訂正をお願いするものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

この実質収支に関する調書の翌年度へ繰り越すべき財源については、一般財源について記載しなければいけなかったわけですが、特定財源を含めた数値であることが判明したため、お手元にお配りしました訂正票のとおり、繰越明許費繰越額を3,992万7,000円に、また実質収支額を2億3,661万9,000円に訂正をお願いいたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、この決算書の訂正につきましては、監査委員におかれましても8月10日に提出していただきました決算審査意見書の資料数値となっております。9月6日付で訂正の報告をいたしましたところ、同日付で決算等の審査意見の一部訂正のご報告をいただきました。訂正内容につきましては別紙報告書の写しを御覧いただきたいと思っております。併せて訂正をお願いするものでございます。

8月にお願いしました臨時議会での追認案件もそうですが、職員の法令等の遵守、また事務処理についても誤り等が多く見られ、今定例会においても議案の差し替え、訂正など、監査委員、議員の皆様には多大なご迷惑をおかけしました。大変申し訳ございませんでした。今後はこのような誤りのないよう、職員に厳しく指導してまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 説明が終了しました。質疑のある議員の発言を許します。

春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 決算カードの方は訂正された数字になっています。こちらを訂正しろということですね。これ、片方、カードの方が正しいので、単純な間違いだったということですか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ご説明のとおり、計算書の実質収支の調書のページが誤っていたということで、決算カードの各数字についてはすべて正しいものということになります。

○議長（百瀬 章君） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今回のそっくり差し替えも、今までにない量であったのですが、この企画振興ができるときに、会計責任者と総務課長と両方見るようになったのですが、すごい仕事量で、私、こういう機会にもう1回振り返って見直してほしいなと思います。最近、非常に間違いが目立つので、そのところも質しながらやってほしいと思うのですが、どうですかね。

○議長（百瀬 章君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 組織体制という部分で、会計管理者が総務課長と兼任しているわけでありまして。そのことにつきましても、議員のおっしゃるとおり、仕事量についても大変多いと聞いていますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

- 11番（大池俊子君） 会計管理者と総務課長が一緒になる時点で、私も反対した経過があるのですが、仕事量がすごく多くて、中身も質の違うものだと思っていますから、ぜひこのところでもう1回見直してほしいということでよろしくお願いします。
- 議長（百瀬 章君） 要望ということでよろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で、日程第3については終了いたします。

◎散会宣告

- 議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午後 2時26分）